

総務文教委員会記録

○開催日時

平成26年3月14日 午前9時59分～午後5時7分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 委員長 | 福元光一 | 委員 | 成川幸太郎 |
| 副委員長 | 徳永武次 | 委員 | 下園政喜 |
| 委員 | 杉藪道朗 | 委員 | 森満晃 |
| 委員 | 川添公貴 | | |

○その他の議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 議員 | 瀬尾和敬 | 議員 | 佃昌樹 |
| 議員 | 川畑善照 | 議員 | 宮里兼実 |
| 議員 | 井上勝博 | 議員 | 帯田裕達 |

○説明のための出席者

| | | | |
|--------|------|----------|-------|
| 総務部長 | 今吉俊郎 | 教育部長 | 中川清 |
| 総務課長 | 田代健一 | 教育総務課長 | 鮫島芳文 |
| 専門職 | 村岡斎哲 | 学校教育課長 | 原之園健児 |
| 秘書室長 | 上戸理志 | 主幹 | 上口憲一 |
| 文書法制室長 | 堀ノ内孝 | 学事グループ長 | 松田啓美 |
| 財政課長代理 | 横山満 | 社会教育課長 | 橋口誠 |
| | | 課長代理 | 有西利朗 |
| 消防局長 | 上村健一 | 文化課長 | 岩元ひとみ |
| 消防総務課長 | 菅牟田哲 | 市民スポーツ課長 | 湯原忍 |
| 警防課長 | 福山忠雄 | 少年自然の家所長 | 上村実行 |
| 予防課長 | 奥正人 | 中央図書館長 | 米丸一己 |
| 西部消防署長 | 酒匂克己 | | |

○事務局職員

| | | | |
|------|------|-----------|------|
| 事務局長 | 田上正洋 | 議事グループ専門員 | 久米道秋 |
| 課長代理 | 南輝雄 | | |

○審査事件等

| 審 査 事 件 等 | 所 管 課 |
|---|-----------------------------|
| 議案第25号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 |
| 議案第20号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第21号 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 教 育 総 務 課 学 校 教 育 課 |
| 議案第22号 薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者の指定について 議案第23号 薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者の指定について 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 文 化 課 |
| 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 市 民 ス ポ ー ツ 課 |
| 議案第24号 薩摩川内市入来地域集会所条例を廃止する条例の制定について 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館) |
| 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 中 央 図 書 館 |
| 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 少 年 自 然 の 家 |
| 議案第16号 川内市職員恩給条例を廃止する条例の制定について 議案第17号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 総 務 課 |
| 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 秘 書 室 |
| 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 文 書 法 制 室 |

△開 会

○委員長（福元光一）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本委員会は、本日から2日間にわたり審査を行います。お手元に配付の審査日程により審査を進めることとし、本日の審査は文書法制室まで進めたいと考えております。ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）異議なしと認めます。よって、審査日程により、そのように審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（福元光一）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第25号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一）まず、議案第25号薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○予防課長（奥 正人）それでは、議案つづりその2の25-1ページをごらんください。

薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由につきましては、2月26日の本市議会定例会の本会議において、消防局長から説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

続きまして、25-2ページをごらんください。

本条例の改正の内容でございますが、消防法施行令の改正が行われたことにより、火災予防条例の住宅用防災報知設備に関することについて、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行日は本年4月1日とするものでございます。

内容につきましては、別冊の総務文教委員会資料で御説明いたしますので、総務文教委員会資料の1ページをお開きください。

説明に入ります前に、恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたします。

資料の下に記載をしてございます消防法施行令の改正前と改正後の表でございます。

表のうち、左側の改正前の上から3行目でございます。第77条の下に「1～5」と記載をしてございますが、「1～6」に訂正方をお願いいたします。失礼しました。37条の下、「1～5」を「1～6」に訂正方をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

1の本条例の一部改正の趣旨といたしましては、消防法施行令の改正に伴い、関係する火災予防条例の住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準について、所要の規定の整備を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、今回改正しようとするものは、火災予防条例第38条の4の第4項でございます。

現行と改正案の条文については記載のとおりでございますが、本条は、住宅用防災報知設備、いわゆる住宅用の自動火災報知設備は、その性能等を確保するために検定の対象機械器具に該当し、関係法令等に定める技術上の基準に適合しなければならないことを規定したものでございます。

改正するのは、下線部分の「令第37条第7号から第7号の3まで」を「令第37条の第4号から第6号まで」に改めるものですが、参考としまして、消防法施行令の改正前と改正後の条文を下に記載してございます。

消防法施行令第37条は、消防用の機械器具等の性能等を確保するために、検定を受けなければならない機械器具等の範囲について規定したものです。改正前の令第37条第4号から6号までに検定対象機械器具として指定されていたものが、品名の見直しによりまして削除されたことに伴い、下線部分の令第37条第7号から7号の3までの火災報知設備の感知器、発信機、中継器、受信機等が、右の第4号から6号にそれぞれ繰り上がったものでございます。

このことにより、条例の下線部分を改めるものですが、条例の規定の内容が変わるものではありません。

3の施行期日につきましては、平成26年4月1日とするものでございます。

以上で、条例改正についての説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）今、説明があったんですが、下の改正前の第37条の1から6で、改正後は1から3になっていて、4、5、6が対象外から抹消されたということですか。

○予防課長（奥 正人）改正前の第4号、これは消防ホースが対象機械器具に指定をされておりましたが、見直しによりまして削除をされたということでございます。第5号につきましては、既に削除をされておりました。そして、第6号につきましては、消防用ホースの結合金具、この結合金具も今回削除をされたということでございます。したがって、4号、5号、6号が指定されるものがなくなりましたので、そこにそのまま繰り上がったということでございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、局長に概要説明を求めます。

○消防局長（上村健一）おはようございます。消防局長の上村でございます。

条例改正、大変ありがとうございました。

それでは、議案第37号の平成26年度一般会計予算につきましては、消防局所管に係る予算の内容等につきまして、概要を御説明申し上げます。

なお、予算の細部につきましては、別途、消防総務課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。また、後ほど、所管事務調査資料として別冊を準備してございますので、改めてそれぞれの課長、署長から説明をいたします。

平成26年度の当初予算概要、この薄い色のピンクのこれをお出しいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、まず概要書の3ページをお開きください。

歳出目的別の表になりますが、9款消防費のところになりますが、28億3,632万2,000円でありまして、全体的な構成比率というのは5.3%を占めております。このうち、消防局の所管分25億5,780万8,000円でありまして、構成比率につきましては、4.8パーセントになります。

それでは、主な事業を説明申し上げますので、114ページをお開きください。

114ページの一番下の3段目の表になりますが、消防庁舎等建設事業でございます。平成24年度から平成26年度にかけて継続費の設定を行い、新庁舎建設事業の推進を図っているところであります。

初年度は庁舎本体工事、電気、給排水設備、非常用電源、空調設備等について、それから平成25年度は、訓練塔の主塔、副塔、補助塔の新築工事のほか、車庫棟や外構工事、太陽光発電等を発注してまいりました。

平成26年度は、訓練塔工事のほか、設備関係の継続費に係る年割額の事業費、表示をしておりますけれども、2億7,941万5,000円、これは継続費設定をしております。それと、駐車場外構工事、庁舎用の備品購入に係る経費などで、本年度の事業は3億3,657万6,000円でございます。

次に、115ページになります。一番上の表になりますが、消防通信指令センター総合整備事業は、新庁舎建設にあわせて整備をいたします。高機能消防通信指令センター及び消防救急無線デジタル化整備工事に係る事業費6億8,204万4,000円でございます。

なお、この事業につきましても、平成24年度から平成27年度までの継続費設定をして、対応をするものでございます。

次に、消防資機材整備事業は、中央消防署南部分署に配備をしてございます水槽つき消防ポンプ自動車と、消防総務課、予防課の車両の更新に係る経費で、5,155万8,000円を計上をいたしました。

次に、消防団施設整備事業は、消防団の活動拠点施設であります車庫・詰所の整備であります。下甌北分団瀬々野浦部の新築と、同じく下甌北分団青瀬部の車庫・詰所の改修工事に要する経費4,174万8,000円であります。

次に、116ページをお開きください。防火水槽整備事業は、ふたのない防火水槽の転落事故防止の有蓋化工事や消防水利の適正な維持管理を行うために要する経費800万円を措置しております。

次に、消防団資機材整備事業は、消防団に配備してある車両等の更新で、小型動力ポンプミニ積載車3台、これは東部大隊、それから桑ノ浦部、下甌支所部の車両、それから小型動力ポンプ普通積載車4台、これは宮里部、久見崎部、藤川部、片野浦部、この4台でございます。それと、小型動力ポンプ1台、これは藤川部のポンプを更新するもので、事業費は3,387万3,000円を措置いたしました。

以上で、主な事業6項目の概要説明を終わります。あと、消防総務課長のほうが詳細説明をいたします。よろしくお願いをいたします。

○委員長（福元光一） それでは、当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（菅牟田哲） 改めまして、おはようございます。消防総務課でございます。

それでは、議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち、消防局所管の予算について御説明申し上げますので、平成26年度薩摩川内市各会計予算調書を御準備ください。

まず、歳出の各事項について申し上げ、その後、歳入について申し上げます。

それでは、予算調書の203ページをお開きください。

9款1項1目消防費、常備消防一般管理費の事項では、常備消防の消防行政全般に係る一般管理経費で、事業費は11億7,754万3,000円

でございます。

経費の主なものとしまして、消防統計補助事務などの臨時職員3人及び消防職員148人に係る職員給与費、消防職員の各種研修負担金並びに各消防庁舎の光熱水費、通信運搬費などのほか、消防局の全体的な事務管理経費を措置をしたものでございます。

続いて、常備消防車両管理費の事項では、常備消防車両に関する維持管理経費で、事業費は2,193万8,000円でございます。

常備消防で管理をします車両51台の主に車両の燃料費、車検及び法定点検整備などの修繕料で、平成26年度の車検台数は32台を予定しております。

続きまして、204ページをお開きください。

2目非常備消防費、非常備消防一般管理費の事項では、非常備消防行政の一般管理経費で、事業費は1億9,090万8,000円でございます。

経費の主なものは、消防団員1,329人分の報酬、訓練などの出動旅費のほか、5月25日に開催予定の消防団操法大会に関する経費並びに消防団員の退職報償掛金負担金及び消防学校入校に伴う研修負担金など、消防団の全般的な事務関係経費を措置をしたものでございます。

なお、ここで補助金について申し上げます。消防分団運営補助金が625万1,000円となっております。これは、各分団に均等割15万円と、団員一人当たり1,000円を加算をし、33分団に補助をいたします。

次に、消防団の車庫詰所運営補助金7万2,000円でございますが、これは川内地域の車庫・詰所の中で3箇所が各消防後援会で光熱水費などの維持管理がなされております。その後援会に対して、光熱水費相当額の月額2,000円を上限に補助をしているものでございます。

続いて、非常備消防車両管理費の事項では、非常備消防車両に関する維持管理経費で、事業費は1,092万円でございます。

消防団で管理をします車両台数は95台で、主に消防ポンプ車、小型動力ポンプ積載車などの燃料費、車検及び法定点検整備修繕料などで、平成26年度の車検台数は45台を予定しております。

続きまして、205ページでございます。

3目常備消防施設費の事項では、常備消防の施

設整備に係る経費で、事業費は10億2,132万円でございます。

内容としましては、消防庁舎などの建設工事並びに消防通信指令センター総合整備工事に伴う経費で、主に継続費設定による年割額分の経費でございます。

また、平成26年7月運用開始を目途に、消防庁舎の設備工事及び訓練塔の整備並びに外構工事等が主な事業内容でございます。

続いて、常備消防車両等購入費の事項では、常備消防車両の更新整備に伴う経費で、事業費は5,155万8,000円でございます。

内容としましては、平成11年度に配備しております南部分署の水槽つき消防ポンプ自動車及び消防総務課の連絡車などの更新整備に伴う経費を措置したところであります。

続いて、206ページになります。

4目非常備消防施設費の事項では、消防団関係の施設整備に伴う経費で、事業費は4,974万8,000円でございます。

経費の主なものは、消防団車庫・詰所の整備で、下甌北分団瀬々野浦部の新築及び青瀬部の車庫・詰所の改修工事のほか、防火水槽有蓋化工事などの経費について措置をしたものでございます。

次に、非常備消防車両等購入費の事項では、非常備消防車両等の更新整備に伴う経費で、事業費は3,387万3,000円でございます。

経費の内容としましては、先ほど消防局長のほう概要で申し上げましたが、小型動力ポンプミニ積載車3台並びに普通積載車が4台、小型動力ポンプが1台の経費でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、前にお戻りいただいて、55ページをお開きください。

歳入の主なものについて申し上げます。

上から2段目の消防手数料470万1,000円でございます。これは、危険物施設であります給油取扱所や屋外タンク貯蔵所などの設置及び許可、変更許可申請等に伴う危険物手数料でございます。

続いて、4段目の2項消防費補助金、7目国庫補助金は、予算額1.169万1,000円で、緊急消防援助隊設備整備費補助金で、先ほど申し上げました南部分署の水槽つき消防ポンプ自動車の購入に伴う総務省消防庁の補助金でございます。なお、補助率は、補助基準額の2分の1となっております。

おります。

なお、平成25年度と比較をしまして約600万ほど減額になっておりますが、これについては、平成25年度は車両のほかに高度救助用資機材について補助の申請をしておりましたので、その分が今回はありませんので、減額になっております。

続きまして、5段目の7目県補助金は、予算額980万円で、小型動力ポンプ普通積載車4台などの購入に伴う石油貯蔵施設立地対策等交付金でございます。

なお、この交付金は、いちき串木野市にあります石油備蓄基地に伴う隣接市町村分として交付をされるものであり、定額の交付金でございます。

続いて、8目県委託金は、予算額15万7,000円で、主に、火花打ち上げに伴う煙火消費許可申請の火薬類取締法に関する事務に対する権限移譲事務委託金でございます。

以上で、消防局所管に係る予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○消防総務課長（菅牟田哲）別冊の総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

去る1月22日に、中央公民館大研修室において、上屋教育長に審査長をお願いをしまして、第33回消防職員意見発表会を開催したところでございます。

なお、これは消防職員が日ごろの業務に対する提言や課題等について発表をすることを目的に、49名の職員が応募し、書類選考により10名がこの日に発表をいたしました。

また、本年も、議員の皆さまを初め約150名が御来場をいただき、開催をさせていただいたところでございます。

なお、最優秀賞に選ばれた職員は、来月4月10日、いちき串木野市で開催をされます鹿児島県消防職員意見発表会に、本市消防局の代表として出場をするものでございます。

以上でございます。

○警防課長（福山忠雄）警防課でございます。

2の平成26年消防出初め式につきまして御説明申し上げます。

市制施行10周年を迎えました年頭の行事といたしまして、1月5日から6日にかけて、消防出初め式を市内3会場で開催いたしました。議員の皆様におかれましては、寒い中、御参列いただきまして、まことにありがとうございました。

なお、資料に添付しております右側の写真でございますが、川内会場におきまして、85年前に配備されておりました腕用ポンプを用いた、祁答院方面隊によります腕用ポンプ操法の写真でございます。

続きまして、3ページをごらんください。

3の消防団員の研修につきましては、訓練、災害現場におけます安全管理の徹底を図るために、消防団員一人一人の危険に対する感受性を鋭くし、現場で適切な対応ができることを目的とした危険予知訓練をメインとしました研修を、市内3会場で1月から2月にかけて実施いたしました。

なお、川内会場におきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金のほうから専門の4人の講師をお招きし、実施したところでございます。

以上でございます。

○西部消防署長（酒匂克己）各消防署の所管事務について御説明いたします。資料は3ページでございます。

4、各消防署で実施した消防訓練指導等について、（1）職場体験学習についてでございます。

1月から2月にかけて、中央消防署、東部消防署、上甌分駐所におきまして、4中学校、総勢25名が規律訓練や施設見学、普通救命講習等の体験学習を受けました。写真は、訓練中の入来中学校と平成中学校の生徒であります。

4ページをお開き下さい。（2）文化財防火デーに伴う消防演習でございます。

本年は、1月26日、入来麓伝統的建造物保存

地区内の旧増田家住宅において実施いたしました。6機関100名が参加し、自主防災組織の訓練や消防隊によります中継訓練等を実施いたしました。写真は、訓練風景中の2枚でございます。

続きまして、（3）湯田小学校児童との「消防ふれあい」についてでございます。

2月21日、湯田小学校におきまして、ふれあい事業を実施いたしました。湯田小学校が本年3月で閉校するに当たり、何か思い出に残るようなことをしてあげられないかということで、西部消防署で協議し、実施に至りました。当日はうわさを聞きつけられた西方町の西風園の園児や地区住民の方も駆けつけていただきまして、心に残る触れ合いのひとつを過ごしました。写真は、はしご車の体験搭乗と小学生による防火衣の着装状況でございます。

続きまして、5ページの（4）自主防災組織等の訓練実施状況でございます。

昨年の12月以降、それぞれの消防署が、7組織、494名の方に、防火講話や消火訓練、津波や地震による避難訓練等の指導を実施いたしました。昨年、一昨年とも、年間を通じて約70件弱、約3,500名の方へ指導を実施しております。写真は、各会場での訓練風景であります。

6ページをお開き下さい。5、春季全国火災予防運動に伴う主な行事等について、（1）期間中の各署の消防演習等でございます。

運動期間に入る3月1日の1日前の2月28日、中央消防署管内の医師会立市民病院の消防演習から、3月4日（9ページの発言により訂正済み）、下甌分駐所管内の長浜小学校の消防演習まで、各署におきまして演習や訓練を実施いたしました。参加者総数は480名でありました。写真は、黒木地区、地震による住民の避難訓練状況と、医師会立市民病院でのはしご車による救出訓練中のものであります。

続きまして、（2）防火の呼びかけであります。

写真の添付はございませんが、3月1日から7日まで、火災予防運動週間期間中、市内主要店舗、道の駅等15カ所におきまして、幼年消防クラブ員、防火管理協会員、消防職員等によりまして、チラシやティッシュペーパーを配布しながら、約1万名の方に防火の呼びかけを実施いたしました。

7ページをごらんください。（3）露店業者等防

火指導調査についてでございます。

3月1日、2日に、JR川内駅西口広場で開催されました九州新幹線・肥薩おれんじ鉄道開業10周年記念、FMさつませんだい開局1周年記念大感謝祭に出店する露天業者25店舗に対しまして、京都府福知山花火大会での事故を踏まえ、消火器の設置状況やガスコンロの使用状況等につきまして防火指導を実施いたしました。写真は、感謝祭開始前に防火指導中の署員でございます。

以上で、各消防署の所管事務についての説明を終わります。

○予防課長（奥 正人） 予防課でございます。

6、講習会等について御報告いたします。

(1) 甲種防火管理資格取得講習会を2月13日、14日、2日間にわたりまして、サンアリーナせんだい研修室において実施いたしました。

消防法の規定に基づき、防火管理者を選任し、配置しなければならない市内の事業所を対象に実施したもので、8月に続き今年度2回目となるものでございます。今回は、下の表のとおり、76名が受講をされました。

続きまして、8ページをお開きください。(2) 平成25年度第2回幼年消防クラブ防災教室について御報告いたします。

まず、川内会場ですが、1月23日と31日にサンアリーナせんだいにおいて、本年度は2回目の幼年消防クラブの防災教室を実施いたしました。参加クラブは、樋脇町の善福寺保育園幼年消防クラブを初め、5幼年消防クラブの83名が参加をしまして、一たび災害が発生すると災害弱者となる子どもたちに、危険はどこにあるのか、どのように自分を守ればよいのか、体験を通してゲーム感覚で学習をいたしました。

また、上甕会場では、3月4日と5日に里幼稚園と中津幼稚園の子どもたち40名が防災教室で学んだ後に、女性消防団員と一緒にそれぞれ防火の呼びかけを実施いたしました。左の写真は、着衣着火の対応について学んでいる様子でございます。

(3) 住宅用火災警報器の設置状況でございますが、平成25年12月31日現在、本市は95%で、鹿児島県の平均が85.1%、全国の平均は79.1%でございます。なお、国、県の数字につきましては、平成25年6月現在の数値でございます。

なお、市内では、祁答院地域、山田地域、野下地域にあつては、設置率100%でございます。

それでは、9ページをお開きください。平成25年中の火災発生状況について御報告をいたします。

(1) 一番上の表でございますが、12月末現在で総件数が46件で、前年比1件の減少でございます。また、損害額につきましても、3,372万8,000円で、3億2,878万9,000円の減少となっております。

次に、右の表ですが、火災による死者は1名で4名の減少、負傷者は3名で2名の減少となっております。

火災件数46件の内訳は、(3)の地域別火災発生状況の表のとおりでございます。火災の区分ごとに合計欄を見ていただきますと、建物火災が17件発生し、このうち半焼以上の炎上した火災が9件、建物のうち住宅の火災が10件となっております。建物火災以外では、林野火災が2件、車両火災が1件、枯れ草などのその他火災の種別に該当するものが26件となっております。

また、地域別では、樋脇地域が前年比2件、東郷地域が2件、祁答院地域が2件、下甕地域が2件、鹿島地域1件、それぞれ減少をし、一方、川内、入来、里地域で若干増加している状況でございます。

次に、(3)の月別火災発生状況ですが、5月に8件、9月に6件発生しておりますが、その他の月は1件から4件のペースで推移をしております。

なお、損害額が著しく減少をしておりますのは、前年の永楽寺の火災による損害額が余りにも大きかったこと、そのほか(3)の月別火災発生状況の表のうち建物の合計欄のとおり、建物火災の件数が前年の24件に対しまして本年が17件に減少していることが主な理由でございます。

続きまして、10ページをごらんください。8、平成26年中の火災発生状況について御報告をいたします。

(1) 一番上の表でございますが、2月末現在で総件数が10件で、前年比2件の増加でございます。また、損害額につきましてもは416万8,000円で、318万1,000円の減少となっております。

次に、右の表ですが、火災による死者及び負傷者はなく、負傷者は1名の減少となっております。

火災件数10件の内訳は、(2)の地域別火災発生状況の表のとおりでございます。火災の区分ごとに合計欄を見ていただきますと、建物火災が4件発生し、このうち半焼以上の炎上した火災が1件、建物のうち住宅の火災が3件となっております。建物火災以外では、林野火災が1件、枯れ草火災などのその他火災の種別に該当するものが5件となっております。

また、地域別では、甌島地域は出火件数ゼロで、その他の地域で1件から3件発生しており、おおむね前年と同様に推移している状況でございます。

以上で、火災についての御報告を終わります。

○警防課長（福山忠雄）引き続きまして、救急の状況につきまして御説明申し上げますので、ます9ページのほうにお戻りください。

平成25年中の救急件数でございますが、(1)の段になりますけれども、総件数で3,874件で、対前年比較161件の減でございます。これにつきましては、3年ぶりの減となりました。

(4)の地域別の救急状況につきましては、甌島地域の里・上甌・鹿島地域を除く全ての地域で減少しております。

(5)の月別でございますが、各月ばらつきはございますけれども、12カ月のうちに8カ月で減少しております。

救急の種別で申し上げますと、急病が146件、交通事故が39件、自損行為が28件の減になっており、これが主なものでございます。

救急出動件数の減の要因としましては、まず軽症者の搬送率が平成25年中は35%で、前年と比較しまして、わずかではございますが、2ポイント減少しております。また、数字的には、過去5年間で最低となっているところでございます。

また逆に、重度傷病者、いわゆる心肺機能停止患者でございますが、この方々の発生件数が129件で、前年と比較しまして48件の減となっております。

交通事故では、川内警察署管内の交通事故によります負傷者数が前年と比較しまして53人減少していることから、交通事故の件数の減につながっていると考えております。

なお、救急件数のうちに、心肺停止や搬送困難な場合などに救急活動を実施する人員をふやまして、応急手当てや救急車までの搬送時間を短縮し、救命率の向上を図ることを目的に実施してお

ります救急車と同時に消防車を出場させますPA連携は307件ございました。件数的には、前年とほぼ同数でございます。

(5)の下段になります、ドクターヘリにつきましては、年間で23件要請しております。内訳は、119番覚知後、あるいは救急隊が現場到着後に要請する現場搬送が7件、病院間の施設間搬送が15件、キャンセルが1件で、地域別では本土地域が13件、甌島地域が10件でございます。

続きまして、10ページをごらんください。平成26年1月、2月の救急発生の状況でございますけれども、件数的には(1)で695件で、前年と比較しまして58件の増となっております。地域別では、川内地域が72件の増が主で、月別では1月が53件の増となっております。

救急の種別で増加しておりますのは、先ほど説明いたしました平成25年中の種別とは逆になりまして、逆にことしに入りましてから、急病、交通事故、自損行為が増加しているところでございます。

特に、本年は、縊死、いわゆる自殺関係の自損行為の件数が、昨年、平成25年は1年間で35件でしたが、ことしは1月、2月の2カ月間で既に12件発生しているのが特徴でございます。

また、ドクターヘリにつきましては、2カ月で4件要請しているところでございます。

以上で、救急の発生状況につきまして報告を終わります。よろしく願いいたします。

○西部消防署長（酒匂克己）先ほど各消防署の所管事務について御説明申し上げましたが、訂正方をお願いいたします。

資料は6ページです。2月28日の中央署管内の訓練から「4月4日」の下甌分駐所管内の訓練と申し上げましたが、「3月4日」の下甌分駐所管内でございました。おわびして、訂正を申し上げます。(9ページで訂正済み)

以上です。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜）先月の2月28日ですけれども、城上におきまして意見交換会がありました。その場で御老人の方が言われたとおりをちょっとおつなぎしたいと思います。

祭日にけがをしたと。救急隊を呼んで病院に搬送してもらったんだけど、その病院が小規模な病院であって、3日間してから症状が重くなって、次の病院に転送された。そして、その後、治療のときに、鹿児島消防隊と言われましたけども、そこの方とお話しする機会があって、そういう重病に関するときであれば、鹿児島やったらいっぱい病院はあったんですよねと言われて、非常にショックだったということをおっしゃっていました。

それはまた病院間の治療の問題なんでしょうけども、今度、新しい消防署ができて、城上に非常に近くなると。そういうことで、けがをしたときに来た消防隊は西部署から来た、中央署が近いのに何で西部署が来たかというような発言でしたけども、いろんなそれは区域が分かれておるから、それは言えないんじゃないですかという回答はしましたが、今後、新しい消防署ができることによって、出動範囲が変更があるのかと。できれば一番近いところから来てもらったほうが助かるんだがということをおっしゃいましたが、その辺のところも変更がありますか。

○消防局長（上村健一） 新庁舎ができて、救急の出動関係については、今、レスポンスタイムを詳細に分析中でありまして。いろんなパターンが考えられると思います。新しい消防署のほうから京セラの瀬之岡を越えて城上のほうに行く、あの道路、時間帯にも相当差があると思います。

西部署から行く場合、それと川内川を渡る高速道路の関係、そしてまた来年開通するであろう都までの関係、それから本会議でもお答えをしましたが、市内の交通アクセスの関係。それは横馬場田崎線の下ガードが通れるようになるということでもあります。従来はあそこが通行どめでありまして、非常に迂回をしなければならぬ状況があったわけでありまして、この3月で開通しますので、そういうもろもろの条件をいろいろ加味しながら、分析をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、先ほどの救急の関係は、薩摩川内市は日曜当番、夜間当番、非常に恵まれております。医師会と行政とうまく連携をとれて、土曜日であっても日曜日であっても夜間であっても、受け入れをしてくださる先生方の並々ならぬ努力があるわけです。非常に厳しい状況です、先生方の勤務

の状況を聞いてみますとですね。

そういう中で、先ほど小さい病院と言われた、その先生は聞かれたら恐らく残念がられると思いますけれども。精いっぱいのことをされたと思うんです。ですので、そういうのは我々のほうからも何とも言えない状況でありますけれども、議員さん方がそういうのを地域で聞かれたら、ぜひ、行政の肩を持つわけじゃないわけですが、一生懸命やっちゃってなどと言ってくださればありがたいというふうに思っておりますので、今後ともどうかよろしくお祈りをしたいと思います。

以上です。

○委員長（福元光一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（帯田裕達） ちょっと教えていただきたいんですが、けさの南日本新聞に始良市のAEDの設置状況とか一覧が出ておりました。薩摩川内市も266基、いろんなところに今は設置されているわけですが、この設置の状況は、多分、住民にはいろんな形でお知らせしてあると思うんですが、なかなか住民の方々もどこにそれがいいのか、どっちに行ったほうが近いのか、その辺がちょっとはっきりしない、不安であるということもあり、そしてまた公共のところはそうでしょうけど、事業所にあるAEDは、もしその付近でそういう状況になったときに、市民の人とかが借りられるのか、そこ辺を市とどのような提携をなされているのか。

そして、あと点検。例えば公共の場に置いてあるけど、例えばパッドとか、それからバッテリーの点検とかは各事業所に任せてあるのか。始良市は消防の方々が点検に回られて、今度、一覧のマップをつくるという話が新聞に報道されておりましたが、薩摩川内市の現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

○警防課長（福山忠雄） AEDの設置状況でございますけれども、今、議員おっしゃいましたとおり、246施設で266基設置してございます。まず、冒頭申し上げますけれども、事業所の関係でございますが、事業所の中でも、いわゆる私どもが全部246施設、ホームページで地図上で公開しております。この中には、事業所で公表してくれるなというところもやっぱりあります。その分

は載せてはございません。当然確認をとってしておりますので。私どもが今把握しております246は公開していいですということで、当然公共施設も含めてなんですけども、やっております。

まず、点検につきましては、12月の本会議でも質問がございましたけども、各施設の管理者に対しまして私どものほうから日常点検でございます目視点検、いわゆるランプがちゃんと使える状態の、ランプがついているのか。あとは今導入しております機械はほぼ9割以上はセルフチェック、いわゆる自己診断機能というのがついております。1日1回、全部自動的に機械が自己診断を行います。その中でふぐあいが出たら、警報音が鳴って知らせるようになっております。そういう状況で、私どもがやっております公共施設あるいは事業所については、そういうことで説明をしております。

あと、普通救命講習なんかでも、各AEDの使い方もですけども、維持管理についてもあわせてお願いをしているところでございます。

先ほど申されましたパッド、あとそれからバッテリーでございますけども、パッドは2年に1回、バッテリーは5年ということで、更新をするようになっておりますので。それについては私どものほうで消防局と、あと教育委員会の小・中学校がございまして、教育委員会のほうでも全て台帳をつくっております、それに基づいて時期が来る前に間違いなく交換しているところでございます。

あと、事業所の提携ということになりますけども、今申し上げました数字につきましては、外部から人が来られたときでも使っていただくよということ、公表していいよということ、話してございますので。今、議員がおっしゃっており、まだまだ私どもの周知方法も含めて、今後、市民の皆様がどこにあるということが浸透できるように、また今後も引き続き方法等も含めて協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（帯田裕達）ちなみに、今、1台幾らするんですか。

○警防課長（福山忠雄）いろいろとあるんですけども、まとめて買えば安いとか。大体30万程度と考えるといただければ結構かと思えます。

○委員長（福元光一）委員外議員、ほかにございせんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。以上で、消防局を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午前10時53分休憩

~~~~~

午前11時 2分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き会議を開きます。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（福元光一）次に、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第20号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一）それでは、議案第20号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○学校教育課長（原之園健児）それでは、議案第20号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いをいたします。

まず、最初にお断りいたしますが、関係がございまして、議案つづり、教育部の議会資料、総務文教委員会資料を使って御説明をさせていただきますと思います。

平成26年第1回薩摩川内市議会定例会議案つづりその2の20—1ページをごらんください。

議案第20号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由は、いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行され、同法14条第3項の規定に基づく薩摩川内市教育委員会の附属機関として、薩摩川内市いじめ問題対策審議会を設置しようとするものでございます。これが提案理由でございます。

内容について若干説明をさせていただきます。議会資料、教育部の2ページをごらんください。

そこに、いじめ防止対策推進法の概要を掲載して  
ございます。

その、2、いじめ防止基本方針等の項目の2の  
2段落目に、教育委員会といじめ問題対策連絡協  
議会との円滑な連携のもとに、地方いじめ防止基  
本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のた  
めの対策を実効的に行うようにするため、教育委  
員会に附属機関として必要な組織を置くことが  
できると示されております。

1ページのほうをごらんいただきたいと思いま  
すが、この法律の施行に伴いまして、国・県の基  
本方針が示されたことを受けまして、本市として  
のいじめ防止対策推進法への対応につきましては、  
市いじめ防止基本方針の策定と組織の設置を考え  
ております。

まず、市いじめ防止基本方針でございますが、  
総務文教委員会の資料のほうを今度はごらんいた  
だきたいと思えます。2ページでございます。市  
いじめ防止基本方針案の概要をそこにまとめたも  
のでございます。

いじめ防止基本方針は、本市の現状、国や県の  
基本方針を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合  
的かつ効果的に推進するために策定したものでご  
ざいます。

本市の基本方針には、第1章に、いじめの未然  
防止、早期発見やいじめへの対処、教職員の資質  
向上、地域や家庭、関係機関等との連携について、  
いじめの防止等の対策の基本的な考え方を示して  
ございます。

第2章におきましては、いじめの防止のための  
薩摩川内市が実施する施策として、「いじめのない  
学校づくりの日」におけるアンケート実施や、相  
談体制などの具体的な施策や、いじめ問題対策連  
絡協議会やいじめ問題対策審議会などの設置をし  
なければならない組織を示しているところでござ  
います。

第3章におきましては、いじめ防止等のための  
学校がすべき基本方針の策定や組織づくりなどの  
具体的な取り組みを、第4章では重大事態への対  
処をまとめたものでございます。

別冊といたしまして、まだ案の段階ではござい  
ますが、現在作成中の薩摩川内市いじめ防止基本  
方針案を添付してございますので、後ほどお目通  
しいただきまして、また御意見等がございました  
らお聞かせいただければと思います。

議会資料の1ページにお戻りください。

次に、設置すべき組織について御説明いたしま  
す。

法律に基づき設置できる組織が五つございます。  
市に設置する組織のうち、二重丸で示しました必  
須の組織が二つ、努力義務が三つでございます。  
県に準じて、全て設置の方向で考えているところ  
でございます。

中ほどのところに、組織のイメージ図で示して  
あるところから説明いたします。

実線で囲ってある学校のいじめ防止等の対策の  
ための組織と、重大事態が発生した場合の学校の  
設置者または学校が設置する調査組織が必須の組  
織となっております。

また、点線で囲ってある市が設置するいじめ問  
題対策連絡協議会と、今回、議案を提出させてい  
ただきました教育委員会の附属機関としていじめ  
問題対策審議会、そして、重大事態が発生した場  
合に行う調査結果に対して再調査を検討する、市  
長部局に置く附属機関が任意に設置する組織でご  
ざいます。

なお、白抜き星印で示しました教育委員会の  
附属機関であるいじめ問題対策審議会と、重大事  
態が発生したときに教育委員会または学校に設置  
する調査組織は兼ねることができるとなっており  
ますので、本市もその方向で考えているところで  
ございます。黒塗りの星印で示しました学校に設  
置する組織も、同様の扱いができるようになって  
おります。

ここで、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問  
題対策審議会と似たような組織の名称がございま  
すので、少し補足して説明をさせていただきたい  
と思えます。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの問題へ  
の対策を市民が一体となって進める機関や団体間  
の連携を図るための組織でございます。法に基づ  
きまして、いじめ問題対策連絡協議会を設置する  
ことが望ましく、その構成員は地域の実情に応じ  
て決定するとなっております。

都道府県が設置する場合の例示として、国、教  
育委員会、児童相談所、法務局、県警察などが想  
定される、このほかに、弁護士、医師、心理や福  
祉の専門家等に係る職能団体や民間団体などが考  
えられると示されているところでございます。

また、機動的な運営に必要な場合は、条例を設

置根拠としない会議体であっても、法の趣旨を踏まえた会議を設けることは可能であるというふうになっているところでございます。

本市におきましては、県の例で示された組織・団体と連携を図っている組織を検討した結果、小学校・中学校長代表、県中央児童相談所、鹿児島地方法務局川内支局、薩摩川内警察署、川内市医師会、川内人権擁護委員協議会、市民生委員・児童委員協議会連合会などの機関・団体が連携している、子育て支援課の所管する要保護児童対策地域協議会の機関や団体の方々と重なりが多く、本市の実情を把握して下さっている団体であるということから、最もこの機関や団体の方々にお願いするのが望ましいのではないかと考えた次第でございます。

一方、いじめ問題対策審議会は、教育委員会と いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもと、市いじめ防止基本方針に基づく、市におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うための組織でございます。これは、必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとするとなっております。

この組織は、教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う組織であるとともに、重大事態としてのいじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、みずから調査を行う必要がある場合にもこの組織を活用するものでございます。

この構成員につきましては、専門的な知見が求められることから、弁護士等の法律関係者や医療関係者、教育関係者、PTA代表、臨床心理士等の専門家、警察関係者等に委嘱したいと考えているところでございます。

それでは、議案つづりその2の20—2ページにお戻りください。

今、御説明いたしましたとおり、薩摩川内市いじめ問題対策審議会は、いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止のための対策を実効的に行うようにするために必要な事項を調査・審議する事務を行うものでございます。

また、その委員の報酬等につきましては、市の報酬及び費用弁償に関する条例の他の審議会等に準じまして、審議会の会長、月額1万1,500円、弁護士及び大学教授等の委員を月額1万300円、

その他の委員を月額7,100円とするものでございます。

以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴） 今般、国の制度によって審議会が設置されるんですが、まず数点お聞きしたいんですが。まず1点目、この審議会は定例会等が設けられてされるのか。毎月2回とか月1回とか、それが1点。

それから、学校現場において、ざっと見させてもらったんですけど。情報収集に努めるような文になっているんですが、情報収集のあり方、どのような把握をされるのか、これが2点目です。

3点目、基本方針案の中の大きな2の（6）ネットいじめ対策の支援と保護者への啓発活動、学校ネットパトロールによる情報収集とあるんですが、警察の場合はサイバーパトロールとやっているんですけど、今、学校関係についてもネットパトロールをかけてはいるんですが、どのようにネットにおけるそういういじめ行為というか、不適切な行為を把握する手段を講じられるのか、まずは入り口で3点だけお聞かせ願いたいと思います。

○学校教育課長（原之園健児） 教育委員会の附属機関でありますいじめ問題対策審議会につきましては、現在、年に2回ほどの予定を計画しているところでございます。ただし、いじめ等の事案が発生した場合には、別途、その調査をするために必要な回数を実施することになるかと思えます。

大きくは、本市が行っているいじめの状況等について御意見を伺い、そして具体的な方策に専門的な見地から御指導いただいて、本市の施策に生かしていくということが主な目的になるかと思えます。

二つ目の情報収集でございますけれども、これにつきましては、月1回の学校で行ういじめに関するアンケート等による実態の調査、あるいは教育相談から受ける情報等、さまざまな形でいじめに関する情報の収集に努めておりまして、いじめの情報につきましては学校から報告をもらうようなシステムとなっております。

そのほか、県のほうがいじめに関する調査等を行いますので、それに応じて市のほうも情報収集するというふうを考えているところでございます。

それと、ネットパトロールにつきましては、県のほうがネットパトロールを行う業者との提携の中で、県全体の学校のネットパトロールを実施しております。そして、その結果につきましては、市のほうにも情報をいただくようになっております。それによって、子どもは情報収集に努めているということと、あと学校のほうでは学校裏サイト等の検索等を随時行うように指導しておりますので、学校のほうでも独自に書き込み等の調査を行っているところでございます。

ただし、フィルタリング等をかけていただいたり、そういう指導もしているところなんですけれども、暗証番号等の設定によって、全てを把握できるという状況ではないというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員（川添公貴）** わかりました。協議会が年に2回。必要に応じて。これでいくと審議会が開かれるということですね。問題が起こったときに審議会を開くということで理解しているのかどうか。

それから、いじめ対策ですので、具体的にいじめ防止等の実施する施策の中でうたってはあるんですけど、じゃこれだけで足りるのかということがありますよね。例えば、仮にSNSでやっているのが——フィルターとかいろいろおっしゃるんですけど、ほとんどわからないと思うんですよね、SNSは。

言えばいろいろありますから。そこをほとんどの事案が大きな問題になっているのが、SNSでやっていることはいじめが多過ぎるんですよ、学校よりはですね。やはりそこを未然に防がないと、どうしても厳しいのかなという思いがあって、そのために協議会、審議会なりが早期にもっと手を打つべきな形をとるべきだろうと思うんですよね。

大きな例が、今、携帯電話を持たせませんよという。前はPTA、子ども会活動をしていたんですけど、ほとんど持っていますよね、携帯電話を。それで、そこ辺の防止対策を、どうされるのかということ。もっと突っ込んだ形でやらないと、未然に防ぐことができないだろう、そこをもう一

回。

それから、防止等のために小・中学校が実施すべき施策ということであるんですが、学校に組織を設けなさいとなっていますよね。現状、組織がないのかということが一つまず。

それから、組織を仮につくったとして、学校長を長として組織をつくるんだらうと思うんですけど、どのような陣容になるのか。

それから、今、土曜日がどうのこうのというのは置いておいて、学校の先生の負担が多いという話も聞きますので、そこ辺がどうなるのかなという気にはなるところなんです。各学校につくるといことになっているので、そこ辺の説明をもうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

**○学校教育課長（原之園健児）** いじめ問題対策連絡協議会につきましても、2回ほど考えているところでございますが、審議会につきましても2回ほどを考えているところでございます。そして、万一、重大事態等が発生した場合には、審議会の方々に臨時に調査をお願いするという事になるかと思っております。

それで、ネットいじめの件でございますけれども、確かに委員がおっしゃるように、非常に難しい面がございます。特に、今、問題になっているのは、携帯電話よりもゲーム機で。通信機能がついたゲーム機が非常に問題になっておりまして、そちらからの書き込みとかというのが非常に大きな課題となっております。

これにつきましては、抜本的にこうという対策はなかなか難しいところではございますけれども、保護者等にも現状を理解していただいて、啓発をしていくということが大事になるかと思っております。

県のほうからも、そういうことに関するリーフレットをいただきまして。各家庭に注意喚起を呼びかけるリーフレットを配付して啓発を呼びかけたり、あるいは携帯電話の会社と連携いたしまして、携帯電話等の使い方について、学校で保護者や子どもに携帯電話の使い方の教室を開いたりして取り組んでいるところでございます。

そういうことを繰り返しながら取り組んでいただくとともに、家庭においては家庭の中でのルールということを決めるようにということで。県のPTA連合会等からも示されておりますので、そういうこと等もPTAとも連携しながら取り組む必要があるのかなというふう考えているところ

です。

それと、学校組織でございますが、新たに組織ということではございませんで、これまで学校ではいじめ問題対策の委員会があったりとか、生徒指導連絡会等を設置しまして取り組んでおります。今ある組織をいじめについても充実するという観点から取り組むという方向で、今、考えているところでございます。

そして、これまでが学校の職員等だけの組織でございましたけれども、必要に応じてPTAや地域の方々に入っていたり、場合によってはスクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーと心の教室相談員等も必要に応じて入っていたりしながら、いじめの問題の対応について話し合いをしながら進めていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員（川添公貴）** 学校の先生たちだけで対処していくのは、なかなか厳しい面があるかと思うんですね。ですので、小・中学校が実施すべきところで、(4)で家庭や地域との連携というのがうたっているんですけど。今、具体的に、案ですから、基本方針として出されるのであれば、やはり具体的に家庭の務めという項目もやはり設けたほうがいいのではと思いますよね。今おっしゃったことをまさに文章化しておいて、家庭の務めはこうあるべきだというもの。学校だけ、教育委員会だけ、市だけというのではなくて。家庭にも、地域の協力も得ることというの。家庭という項目もぜひ1項設けて、努力義務として入れるべきだろうと思います。

というのは、根幹に、いじめというのは、私の個人的な意見ですけど、学校だけではないと思っているんですね。90%が個人もしくは家庭にあると思います。過去、いろんな私も経験をしてきまして、いろんなことも体験はしたんですけど、じゃそれを学校側の先生側に押しつけて解決しようなんていうのはもってのほかだと思いますよね。一義的には家庭がするべきだろうと思います。

ですので、ぜひ、これからのことなので、基本方針の中にそういう家庭とか外部協力とかいうところも、大事な部分だと思うので、そこを1項設けるべきだろうと思いますが、お考えをひとつお聞かせ願いたい。

それから、もう1点。まとめて言いますので。

何でここまで言うかという、最後の重大事案が発生したときに審議会を開くとおっしゃったんですが、重大事案が発生してもらっては困るんですよ、もともと。そのために審議会をつくるのであって、仮の話ですけど、今、原子力規制委員会が徹底してそういう事故防止をどうするかということに相当やっていますよね。一緒だと思うんですよ。

重大事案が発生しないために、どれだけ手を打つかによって重大事案がなくなるとは思いますが。それでもなくなるのは、余りちょっと不適切な発言になるので言いたくはないんですけど、そこがあっちゃならないだろうと思うので、やはりそこまでに入り込む前に、全てをきれいにおさめたいというのがこの方針だろうと思うので、そこをどう考えていらっしゃるのかですね。

そのためにも、さっき言った項目等をきちっと織り込んで、学校、教育委員会、地域、家庭が一体となってやっていくべきだろうと思います。そこにやはり魂が入った基本方針になるだろうと思うんですが、最後に考えを、部長、お願いします。

**○教育部長（中川 清）** まず、最後のほうからですけども、社会全体でいじめをなくすという仕組みづくりが必要だと、御意見のとおりでございます。書きぶりとしては少し薄いというふうに思われるかもしれませんが、2ページの大きな四角囲みの1の5番目の中に、地域や家庭、関係機関との連携というふうに記載をしております。そして別冊でお配りしています資料の7ページにも、こういった記述のほうはいたしております。

再度、議会資料の1ページに基づきまして、役割を説明をさせていただきたいと思っております。

1ページの上のほうの四角囲み。先ほど課長のほうから説明がありましたとおり、重大な事案が発生した場合の調査組織は、これは必ず置きなさいよというのがあります。私どもの場合は、この調査組織と、今ほど委員がおっしゃいました予防対策を含めた、これを協議をする場、これを審議会として、一緒の組織で検討していきたいと。

ですから、先ほど課長が2回というふうに言いましたが。審議会というのは大きく二つ役割がありまして、通常ときには、今、委員がおっしゃいました今やっている予防対策、インターネット等のいわゆる書き込みを含めた、足りないものがあるのではないかと、そういったものを現状こう

いうものを行っていますと。それに対して、いじめの防止対策が本当にそれでいいのかどうかという審議を通常の段階でやっていただきます。

そして、今度は当然それが重大な事象が起こった場合に、学校を通してそういったものを言っていたんだけど、学校でもそういう基本方針をつくりなさいと言っていたけど、それをきっちりあなたたちはしたのかどうかという調査を調査組織のほうがかかってやると。

左のほうにありますいじめ問題対策連絡協議会というのは。今度は審議会のほうが8名という今予定でおりますので、人数が限られておりますので。これを連携をする組織として、こういったいじめ対策についての防止対策をやっているというものを各団体の委員の皆様方から各団体のほうにも周知をしていただくというようなイメージで考えております。

ですから、もう少し具体のものを出すべきではないかというのは御意見のとおりなんです。今申し上げましたとおり、現行やっている対策、それからこれについてどういう対策をすべきなのかというものを教育委員会、今回出しております附属機関の審議会の中で議論をして、それを横の連絡協議会等を含めた関係団体との連携をとっていくというイメージでおりますので。ここの部分についてはもう少し審議会等の議論を踏まえながら、また委員会のほうにも提出をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○委員（川添公貴）** おおむね大体わかっているんですけど、要は自治基本条例の中にも市民の責務という欄があるんですよね、必ず。同じように、やはり地域、家庭との連携という行は打ってはあるんですけど、やはりそこを強調するためにも、きちっとそういう項目を設けてやったほうがより効果的であろうかと思うんですね。

協議会、審議会のあり方、運営の仕方は十分理解したんですが、事前に今ある状態をどうしたらいいのかというのも十分理解したんですけど。じゃ今がどうなのと聞きたいんですけど、ちょっと条例と関係ないので聞きませんが。やはりそこをきちっと前段で防げるという方向でやるということなので、そこは十分理解しましたので。再度申し上げますけど、やはり市民の責務と同じように、家庭の責務というような形で項目を設けて、

きちっと努力義務等を明記すべきだろうと私は考えます。そのほうがよりインパクトがあるし、よりいいものに仕上がっていくだろうと、一体的に協力していけるだろうというところだと思います。

以上です。最後は感想ですけど、反論がありましたらどうぞ。

**○教育部長（中川 清）** 基本方針の書きぶりについての御意見ですので。いただきました意見について、今後、教育委員会のほうで検討してまいります。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（佃 昌樹）** 本会議のときに何か尻切れとんぼになってしまいましたので、追加の説明をちょっと求めたいと思います。

いじめ問題対策連絡協議会、これは各機関の代表と連携をとって、情報交換をしていくということで、要保護児童対策連絡協議会、これとの併任ということになるわけですが、全てが併任なのか、それともある程度陣容は、機関は同じだとしても、個々の名前、出てくる人の名前は違うのか、その辺はどのようなふうになっているのかが第1点ですね。

それから、学校は今の体制のままで、いじめ対策を進めていくということのようですが、そのアンケートをとるにしても、いじめのない学校づくりの日にアンケートをとったりするわけだけど、これはこのアンケートの内容等については学校独自なのか。それとも審議会で対策として、審議会の中でアンケートをつくってやるのか、その辺はどうなっているのかですね。

それと、学校が主体になってくると思うので、学校が何かあったらいずれにしたって、最終的には学校の教員が対応せざるを得ないわけですね。審議会として、これがもし重大ないじめがあったとして、審議会が調査をして、そして一定の結論を出したとしても、やっぱり最終的には学校の先生方が汗をかかんにやいかんと思うんですよ。

そういうふうな一連の流れになるんだろうと思うんですが、そうなったときに、日ごろからアンケートを含めて、いじめの問題を見抜いていけるような学校の体制というのが私は非常に大切だと思う。

したがって、教職員の力量そのものもそうなんだけれども、力量を発揮する、いつも言っているんだけれども、ゆとり、余裕、こういったものも裏ではきちっとしていかないと、全部が見逃して今まで来ていると思うんですよ、いじめの問題については。だから、基本的なところが解決しないままに幾ら体裁を整えても、実行的でないというふうに思うんです。だから、そこについてどうお考えなのか、3点ですね。

**○教育部長（中川 清）** 協議会の委員の陣容については、私のほうで説明をさせていただきます。

本会議で佀議員の御質問にもお答えしましたが、今回、法律ができて、この組織立てがあったときに、はっきり申し上げて、私のほうからこれは要保護の協議会を使ってやったほうが良いというふうに指示をいたしました。

その内容といいますのは、本会議でも申し上げましたが、いわゆるいじめ防止対策推進法をつかった目的とか意義とかというのは、非常に社会問題としての虐待とも相通するものがありまして、そういった問題について要保護の協議会のほうでずっと協議をしてまいりました。

ですから、一定の知見が皆さんございます。社会的な困窮の問題だったり、それから先ほど川添委員がおっしゃったような、いじめの中にもインターネット上のいじめ、虐待とか、そういったものも関連するんじゃないのかというような御意見もありましたので。これについてはそれぞれ県のほうから示された陣容もほとんど同じでしたので、同じ組織を使いたいと。

もう一つは、先日、要保護の中でこれをお願いをしたときに、ある委員の方から、PTAのほうの代表が入っていないじゃないかという御意見がありまして、それはもったもでしたので。これは逆に言いますと、私のときにしておかにやいかんかったんですが、要保護の委員としても本来置くべき委員だったのが、PTA代表を入れていないというのはおかしいということで。これは要保護のほうにもいじめのほうにも一緒に委員の追加をするということで、市民福祉部と調整しました。

2点目ですが。結局、陣容をどういうふうにするのかというのは、組織体としては要請は同じなんですけど、これもできるだけ同じ方がしていただけないかというお願いをいたしました。これは、最初に戻りますけれども、一定のそういう児童虐

待を通じての知見があられる皆さんの委員のほうにより効率的に説明もできるのではないかというふうに考えております。

ですから、先ほど申し上げましたとおり、各学校での対策について、全体の教育委員会を含めた—今回出しております附属機関でありますいじめの問題の対策審議会のほうで検証をしたもの、そういったものについても協議会のほうに予防対策としてお出しして。逆にこちらから出された意見をもう一回審議会のほうに持ち帰って、予防対策のほうについての充実強化を図っていくというのが一つ目の対策です。

二つ目は、結局、万が一について、そういったいじめが起こったときの対応というのが、今、議員がおっしゃったような学校の対策と教育委員会の対策というのがそれぞれ法的に求められているということでございます。

残りの部分については、課長のほうに答弁させます。

**○学校教育課長（原之園健児）** いじめのない学校づくりの日の月1回のアンケートでございますけれども、これにつきましては市全体で取り組んでもらうようお願いしているところでございます。これは、大津市の事件がありましたのを受けて、本市としてどう行っていくかという一つの施策として、やはり少なくとも月1回は子どもたちのいじめに関する調査をするべきであろうと、そして早期発見・早期対応に努めるべきであろうということで設置をしております。

これにつきましては、また内容等とか、実施の方法とか、さらにまた専門的な審議会の中で、よりどうあるべきかということは、今後もまた検討していかなければならないことであろうと思っております。

それと、二つ目の教師の見抜く力をつけるということでございますけれども、やはり教師自身が一人で抱え込まないということが一番の大きな大前提でございます。学校にいる職員それぞれがいろいろな立場で子どもたちをしっかりと観察する、見ていくということが大事ですし、ちょっと気になることをそのままに置いておかないで、情報共有する、お互いに口に出して情報交換をする、そしてそのことが全校体制の対応を。一人の担任任せになる対応ではなくて、校長をリーダーとして、全ての職員がいろいろな役目を持ちながら対応す

る、これが基本だと考えております。

そして、力量を発揮するという面では、カウンセリングの研修であったりとか、子どもの状況をチェックするそういう視点、あるいは自分たちがやっている指導のあり方の視点等について、どういう視点が大事なのかというところの研修等も今後深めていかなければならないと思いますし、また、いろいろなケースを通しながら学んでいく研修も必要になろうと思います。

そういう中でも、先ほど学校の教師の忙しさというものもございますので、今後とも行事の精選とか業務の効率化、そういうこともいじめにかかわらず学校にはまた伝えていきたいと考えているところです。

以上です。

**○議員（佃 昌樹）** いじめの問題にしても、虐待の問題にしても、人権の問題だということから一から対応しようとしがちなんですけど、いじめの問題と、それから虐待の問題とはまた対処が違う場合が多いと思うんですね。ほとんどの場合は、虐待は親とか、そういった身内の関係が多いというふうには思いますけど、いじめは不特定多数がかかわって、大体子どもの近辺の人間ということになりますけど、その辺の線引きをきちっとしておかないと、かえって混乱を起こして、方向が違った方向に進むような気がしてなりません。

ぜひ、そのことについてはきちっと方向性を明示をしていただいて、できるだけこういったことが機能するように、お願いをしたいと思います。仏つくって魂を入れずじゃ何もなりませんので、ぜひ実効性のあるものとして仕上げていただければと思います。よろしくをお願いします。

**○委員長（福元光一）** 委員外議員に申し上げます。委員会がスムーズに進行しますように、1回につき1点だけ質疑をしてください。御協力をお願いいたします。

**○議員（川畑善照）** 1点だけ質問いたします。

今、卒業式やら出ていますと、欠席者が多くて、聞いてみると不登校だと。そうなったときの。案の中に、薩摩川内市においてはいじめのない学校づくりの日を設定して、毎月1日のアンケートでいじめの実態調査を行っている。これは生徒だけにアンケートをしても、生徒はそこで書き込むことはできないという子どももいると思うんです。ですから、やはり家庭、もちろん訪問されるんで

しょうけど、まず不登校の実態を把握するのに、原因が把握できているのか。

それと、やはり先ほど来ありますように、家庭の大事さ。家庭の親には語ると思うんです、実態を。その場合に、アンケートは生徒だけじゃなくて、家庭までするのも必要なと思うし、やはりハインリッヒの法則、300対29対1という法則があるんですが、この1の重大事故をなくすためには、軽量のところで歯どめをしないと、この1はなくなるないんですね。

ですから、そういうことを考えたときに、やはり家庭の大事さ、これが問われると思うんですが、それはいかがお考えでしょうか。

**○学校教育課長（原之園健児）** 不登校といじめの関連というのは。現在、いじめが原因で不登校に陥っているということは、私どももまだ承知はしていないところではございますけれども、確かに月1回のアンケートで全てがわかるかというところ、そういうふうには思っておりません。

当然、教師はアンケートもそうでございますし、子どもたちが書く日記であったり、服装であったり、表情であったり、あるいは家庭での態度であったり、そういうものに注意深く目を向けないと、いじめというのはなかなか発見しにくいものがございます。当事者だけの問題ではなくて、周りの子どもたちがいじめに気づいてどう行動を起こすのかということもきちっと指導しておかないと、周りの傍観者もいじめの加害者でもなってしまうということもあります。友達がいじめられていたら先生に言うとか、ちくったとかそういうことではなくて、言った子どもを守ることからも、そういうことも大事にしなければなりませんし、やはり家庭から子どもが気になることがあればいつでも相談を受ける、そういう体制づくりというのは必要でございます。

アンケートをとるということが全てではないというふうにも承知をしております。保護者との連携というのは日ごろから大事にしておく必要があるというふうにも考えているところでございます。よろしいでしょうか。

**○議員（川畑善照）** 要望にしておきます。やはり重大事故をなくすためには、小さな不登校問題からありますし、やはり家庭の中身がわかれば、よく子どもの気持ちもわかると思いますので、そういうところも含めて、今後、要望しておきます。

○**教育部長（中川 清）** 先ほど川添委員の御質問とも重なるところもあるんですが、先ほど申し上げましたとおり、地域や家庭、関係機関との連携というものは基本方針のほうにも入れてございます。これのもとになります推進法、この中にはきっちり保護者の責務というものも入れてございますので。先ほどありましたとおり、法に書いてあるものを基本方針にどの程度まで落とし込むのかというのはまた検討させていただくんですが。先ほどから言っておりますように、審議会の中で今どういうことをやっているのかということと再度検証していきますので、保護者のほうから相談体制としてよりやりやすいやり方ということなんかも当然今後議論をしていくことになろうかと思っておりますので。今、川畑議員のほうから出されました部分については、当然に今後、審議会等の中で検討していくという項目に入ってくると思っております。

以上でございます。

○**委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（福元光一）** 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（福元光一）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第21号 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○**委員長（福元光一）** 次に、議案第21号薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○**学校教育課長（原之園健児）** それでは、御説明いたします。

同じように、三つの資料をあわせて使って、説明をさせていただきたいと思っております。

議案つづりその2、21-1ページをごらんい

ただきたいと思っております。

議案第21号薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由は、本市の非常勤職員として新たに学校運営協議会委員を置き、その報酬の額を定めようとするものでございます。これが提案理由でございます。

議会資料のほうの3ページをごらんいただきたいと思っております。

これまで本会議におきまして教育長が答弁したり。総務文教委員会で、水引小・中学校に学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの設立研究委員会を設置し、研究に取り組んでまいりました経過につきましては御報告をさせていただいているところでございます。

この研究が来年度2年目を迎えるに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5の規定に基づきまして、平成26年度から実際に学校運営協議会を設立し、研究を進めていきたいと考えているところでございます。

学校運営協議会の規則につきましては、教育委員会規則において定めることとなっておりますが、協議会の委員の報酬額につきましては条例で定める必要がございますので、御審議をお願いいたします。

協議会委員の組織につきましては、議会資料の組織図の中に示してありますとおり、有識者、保護者代表、地域代表、学校関係者など、20名以内を考えているところでございます。

総務文教委員会の資料の3ページのほうにも、学校運営協議会推進の進捗状況ということで載せてございますが、12月以降の進捗状況につきましてもあわせて御報告させていただきます。

12月に福岡県春日市に先進地視察に出向き、学校運営協議会の規則の内容や運営組織、構成員等、具体的に運営の実際について研究したところでございます。3月に2回、学校運営協議会の組織づくりと規則について、協議を現在重ねているところでございます。

議案つづりのその2の21-2ページにお戻りいただきたいと思っておりますが、今、御説明いたしましたとおり、学校運営協議会委員の報酬額を市の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、月額5,200円以内とするものでございます。

以上でございます。御審議賜りますようよろし

くお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）運営協議会の中で、有識者という方々がいらっしゃるわけですね。これはどういう方々なのかなということ、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○学校教育課長（原之園健児）現在、設立委員会の中でお願いしておりますのは、鹿児島純心女子大学の教授の方、それと過去に教育委員をお務めになられた方等について、今お願いをして、一緒に研究にかかわっていただいているところでございます。

○委員長（福元光一）ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで休憩します。再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時53分休憩

~~~~~

午後0時57分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、学校教育課長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○学校教育課長（原之園健児）大変申しわけございません。資料の訂正をお願いいたします。

別冊で添付しておりました薩摩川内市いじめ防

止基本方針（案）でございます。12ページをお開きいただきたいと思っております。12ページの（10）出席停止の手のところでございますが、出席停止の手続については、薩摩川内市児童生徒の「主席」と書いてございます。これ「出席」の間違いでございます。訂正方、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ただいまの説明のとおり、訂正をお願いいたします。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）それでは、平成26年度当初予算の教育部の予算概要について説明をいたします。

まず、教育委員会の施策目標であります、市教育振興基本計画の基本目標、「ふるさとを愛し、心豊かにたくましく生きる薩摩川内の人づくり」の実現のために、諸施策の充実を図ることといたしております。

それでは、平成26年度当初予算概要、ピンクの冊子のまず7ページをお開きください。7ページには予算の構成比等を記載してございますが、この中で教育費の構成比について簡単に説明をいたします。

平成25年度の一般会計に占めます教育費の予算は7.6%の構成比でありましたが、平成26年度は表のとおり6.9%となっております。教育費予算の構成比が低くなっておりますが、その理由として大きく2点あります。

まず1点目が、教育費予算に係るもので、小・中学校の耐震化がございまして、平成26年度当初予算に予定をしておりました6小学校、1中学校校舎の耐震化事業は、東日本大震災復興特別会計予算の活用によりまして、さきに議決いただきました平成25年度第4回補正予算に、3月補正に計上したところでございます。この6小学校、1中学校校舎の耐震化予算2億3,235万円は、本来、平成26年度当初予算に計上する予定でありましたので、これを加味しますと、平成26年

度当初予算は39億2,691万3,000円となり、一般会計予算534億円に占める構成比は7.4%となります。

さらに2点目が、一般会計予算の特殊要素として、御承知のとおり、今回の平成26年度の当初予算には地域活性化基金、総務費積み立てとして40億円が提案をされております。地域活性化基金積み立て40億円によりまして、一般会計の予算額が大きくなり、これを除き、総務費を除き、他の予算科目の構成比が低くなっております。予算額に地域活性化基金40億円を含まず、3月補正に計上しました、今申しあげました6小学校、1中学校校舎の耐震化予算を平成26年度予算に含めた場合の構成比は7.9%となり、平成25年度当初予算額に比較をし、予算額、構成比のいずれも平成26年度が高くなります。

それでは次に、教育総務課、学校教育課の事業の主なものについて説明をいたします。同じくピンの冊子の116ページをお開きください。

一番下になります。教育総務課からまず説明をいたします。

閉校跡地等移行管理事業は、小学校1校分、湯田小学校分を計上し、117ページをお開きください、一番上から、東郷地域小中一貫校整備事業は、小中一貫校施設整備事業用地取得費2億2,200万円と事務費70万円を計上、購入面積は関連する道路整備用地等を含む約8.7ヘクタールを予定をしております。

その次の項、教育用パソコン整備事業は、小学校206台分を計上。一番下になります育英小学校屋内運動場増設改築事業から、119ページの樋脇中、祁答院中の武道場天井落下対策事業までは、いずれも耐震化に向けました校舎、屋体等の実施設計でありまして、本体の整備につきましては平成27年度整備を予定をしております。

次に、記載はしてございませんが、事業見直しについて口頭で説明をします。

平成26年4月から、本年4月から教育総務課、各教育課で作成する学校予算の支出命令を学校事務職員が作成することで、一部事務の改善を予定をしております。

以上が、教育総務課分の説明でございます。

続けて、学校教育課分を説明をしますので、119ページをお開きください。

119ページ、真ん中の欄になります。学校教

育課の事業につきまして、まず奨学育英事業費は、一つ目の丸になりますが、給付型の特別奨学生の対象者数を17名に拡充をいたしております。内容は、従来は継続を含めて10人枠であったものを、平成26年度から継続を除き新規枠を10人に拡充をいたしております。

なお、この財源は、特別奨学基金の繰り入れを計上しております。

繰り返しになりますが、特別奨学生の奨学金は、これは返済が要らない給付型の奨学金になります。

一番下、教育研修費は、さきの総務文教委員会等での意見を踏まえ、わずかではありますが、市立学校教職員研修補助金を90万円から100万円に増額をいたしております。

120ページをお開きください。一番上になります。教育育成費の中で、今ほど御承認いただきました、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策審議会を設置するなどの対策を講じるため、二つ目の丸になります、いじめ問題対策審議会委員8人の報酬等を計上、これにつきましては附属機関に関する条例の一部を改正する条例を提出したものに関連するものでございます。

真ん中でございます。離島高校生修学支援費は、甌島地域の対象者数94人分を計上。一番下になります。特別支援教育支援員配置事業は、特別支援教育支援員25人の配置を、明けて121ページになります、英語力向上プラン事業では、英語技能検定試験検定料の負担や市教科部会英語部会補助金を計上。なお、拡充した内容は、市内小学生を対象としたローマ字検定実施でございます。

真ん中の欄、漁村留学制度事業費は、鹿島小のウミネコ留学14名分に係る経費及び募集費用等を計上しております。

一番下段になります。薩摩川内元気塾事業は、単独実施校41校、複数実施校4校、計45校分を計上いたしております。

122ページ、上の欄になります。小中一貫教育推進事業は、市内全中学校区で連携型の小中一貫校を推進し、小学校英語教育の充実や、ふるさとコミュニケーション科による各学校の特色ある教育活動の推進を図るための経費を。真ん中になります、幼稚園就園奨励事業は、公立・私立幼稚園間の保護者負担の格差解消を図るため、私立幼稚園への就園児のある世帯の所得状況に応じ、保育料等を減免する園の設置者及び第3子以降の私

立幼稚園への就園児のある多子世帯に対し、経済的負担軽減のための補助金を交付するもの。

一番下になります。給食センター管理費では、学校給食センター調理配送業務委託、それから真ん中になりますが、県学校給食会の米飯委託につきましては、これは新規の拡充の事業として、今回、予算を入れてございます。

さらに一番下、これも拡充でございますが、残留農薬検査費用を計上いたしております。

なお、御心配をおかけいたしております川内中学校給食センターの青果物の仕入れにつきましては、川内地方卸売市場との協議を踏まえ、新しい仕組みづくりを後ほど説明をいたします。

以上で、学校教育課の説明を終わります。

○委員長（福元光一） それでは、当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） それでは、教育総務課分につきまして、予算調書の208ページから御説明を申し上げたいと思います。

事項、教育委員会費315万3,000円の主な内容でございますが、教育委員会及び教育委員4名に係る経費で、教育委員の報酬、費用弁償、それから全国市町村教育委員会研究協議会の参加負担金等でございます。

次に、事項、事務局管理費につきましては、事務局職員の人件費及び事務局の管理運営に関する経費4億7,350万2,000円で、主なものにつきましては、学校司書補業務嘱託員23名、それから休職等の代替嘱託員2名、職員45名分の人件費や、小・中学校、幼稚園のごみ収集業務委託等の経費、また、閉校となります湯田小学校の屋内運動場と校舎の電気・水道の設備切離し工事経費のほか、新規に計上の技能労務職員の草刈り講習会負担金等でございます。

なお、ことしの3月末で、過去に閉校いたしました7校、倉野小、平良小、滄浪小、子岳小、藤本小、西山小、それから高城西中学校を市長部局へ財産移管を行う予定でございまして、昨年の12月末には西方小も既に移管しておりまして、この計8校分の維持管理経費につきましては約350万円程度でございますけれども、これにつきましては財産活用推進課のほうで予算計上される形になっております。

次に209ページをお開きいただきたいと思います。

事項、小中一貫校整備事業費の2億2,270万円は、東郷地域に中学校1校、小学校5校を統合いたしました小中一貫校の整備のための、約8.7ヘクタールの用地取得費を計上するものでございますけれども。それから委員会資料の1ページを見ていただければと思いますけれども、委員会資料で東郷地域の小中一貫校整備事業の事業概要及びスケジュールにつきまして御説明を申し上げたいと思います。

委員会資料の1ページでございます。

1の事業概要といたしましては、平成26年度の当初予算に用地取得費として2億2,200万円を計上し、用地交渉とあわせて、農地法に基づきます九州農政局との農地転用の手続、都市計画法に基づきます県との開発行為の許可の手続、それと森林法に基づきます県との林地開発の連絡調整等の各種手続を行いまして、遅くとも来年の2月までには市への所有権移転、それから用地費の支払いを終了したいというふうに考えているところでございます。

また、平成27年度から28年度の2カ年にかけて造成工事を行いまして、次の平成29年度、平成30年度の2カ年間で校舎を建設して、市長が施政方針で述べましたとおり、平成31年4月に一貫校の開校を予定しているところでございます。

総事業費につきましてですけれども、今後の実施設計等を行う中で金額の精査をしまっている予定にはしておりますけれども、概算で約38億円を予定しているところでございます。

それでは、2の事業スケジュール案を見ていただければと思います。

平成27年度、平成28年度の2カ年で造成工事を行うこととしておりますけれども、第1期造成工事といたしまして、まず周辺の山や隣接地からの雨水の排水処理をする水路整備を行い、あわせて通学への利用や管理道路としての外周道路を整備し、その後開発行為に伴う敷地内の雨水処理を行う調整池の整備を敷地造成の前に行う予定にしております。

また、平成28年度には敷地内の造成工事を行う予定でございまして、当該用地が現在、学校敷地になるところにつきましては、今、米づくりをしている土地なものですから、土地の土の入れかえ等も必要なことがございまして、それと土地の

沈下が落ちつくまで養生期間も必要であると考えております。

これらの地盤沈下や下流域への災害防止にもなるために、丁寧かつ時間をかけて造成工事を行う必要があることから、2年間で造成工事を行う形で考えているところでございます。

次に、平成29年度から整備予定の小学校棟、中学校棟、特別教室棟の校舎建築につきましてですけれども、国の補助金の内示が5月以降にされますので、入札の手続を内示後に行う必要がございまして、工事請負契約議案はどうしましても6月議会には間に合わないという状況でございますので、9月議会に工事契約議案を上程する形になりますので、2年間の継続費設定を行いまして、平成30年度までの期間で校舎の整備を進めてまいることとなります。

また、平成30年度には第1期の外構工事といまして、校門や駐車場、それから遊具等の整備を行い、平成31年4月に一貫校を開校する予定で考えているところでです。

なお、平成31年度以降に、屋内運動場の建築工事、それとプールの建築工事、グラウンド等の第2期の外構工事を行う予定でございまして、国の補助の関係で、校舎の完成の翌年度には、現在、既存の東郷中学校は解体する必要がございまして。

さらに、倉庫や部活用の部室等の整備を平成32年度の早い時期に終えたいというふうに考えております。

以上、東郷地域の小中一貫校の整備事業のスケジュール等についての説明を終わります。

続きまして、また予算調書の209ページに戻っていただければと思います。209ページの下段から説明を申し上げたいというふうに思っております。

事項、教職員住宅管理費の3,183万1,000円につきましては、平成25年度から8戸減りまして、教職員住宅190戸の管理及び維持補修に係る経費で、主なものにつきましては、教職員住宅の管理業務委託と公立学校共済組合との住宅譲渡契約に基づきます家屋取得費等が主なものとなっております。

次に210ページをお開きいただきたいと思っております。

事項、小学校管理費の4億2,924万9,000円は、小学校35校の管理運営及び維持

補修に関する経費でございまして、学校用務嘱託員11名、それから学校主事職員分の24名の人件費、それと2年ごとに交換いたしますAED37台分のパッドの交換、それと各小学校の光熱水費、補修工事等が主なものでございます。

事項、小学校教材備品整備費の2,047万6,000円につきましては、湯田小学校が1校分減りまして、小学校35校の国語科教材としての新聞購読に関する経費や教材備品等に要する経費でございまして。

続きまして、211ページをお開きいただきたいと思っております。

事項、小学校理振法備品整備費の446万円につきましては、理科教育振興法に基づく理科備品及び算数備品に要する経費でございまして。

次に、事項、小学校近代教育設備費は、小学校のコンピュータ整備に係る経費6,144万6,000円で、主なものにつきましては、学校図書館システム保守業務委託や小学校8校分の、部長からも先ほど説明がありましたとおり、教育用パソコン206台を更新するための購入に要する経費が主なものとなっております。

次に、212ページでございまして。

事項、屋内運動場建設事業費の2,200万円でございますが、平成27年度に整備予定しております育英小学校の屋内運動場の新增改築を行うための地質調査及び実施設計等についての経費となっております。

その下の段になります事項、小学校諸施設整備事業費の1,046万円につきましては、小学校35校の施設整備に要する経費でございまして、図書室の空調設備工事や特別支援教室の学級増による改修事業費に関する経費でございまして。

次の213ページをお開きください。

事項、小学校耐震改修事業費の859万1,000円につきましては、平成27年度に整備を行います可愛小学校南中校舎棟、それから副田小学校の屋内運動場、それと朝陽小屋内運動場、それと大馬越小の西校舎棟の解体等の4校分の耐震補強計画及び実施設計委託に伴う経費でございまして。

先ほど部長からありましたとおり、平成26年度の当初で計上する予定でありました小学校6校6棟分の耐震工事は、3月補正で計上させていただいたところでございまして。

次に、事項、中学校管理費になりますけれども、2億2,186万4,000円につきましては、中学校15校の管理運営及び維持に関する経費でございまして、学校用務嘱託員4名、それから学校主事10名の人件費、2年ごとに交換しますAEDの23台のパッド交換、それから学校の光熱水費、補修等に係る経費等でございます。

214ページでございますが、事項、中学校教材備品整備費の1,182万1,000円につきましては、休校中の鹿島中を除きまして、中学校14校の教材備品等の経費になっております。

次の事項の中学校理振法備品整備費の270万円につきましては、理科教育振興法に基づく中学校の備品整備に要する経費でございます。

215ページをお開きください。

事項、中学校近代教育設備費の331万円につきましては、中学校14校の学校図書館システム保守業務委託等に要する経費が主なものとなっております。平成26年度につきましては、小学校のパソコン整備を行いますので、中学校についてはパソコンの入れかえ等は行わないという形になっております。

次に、事項、中学校諸施設整備事業費の472万円は、中学校の施設の整備に要する経費で、図書室の空調設備設置工事、今回は海陽中を行う予定にしております、そのほか特別支援学級等の増によります改修工事に係る経費でございます。

216ページをお開きください。

事項、中学校耐震改修事業費の302万円につきましては、平成27年度に行う予定の改修の樋脇中学校、祁答院中学校の武道場の天井落下対策実施設計、それと入来中学校の武道場耐震補強に伴う設計を行う経費でございます。

次に、事項、幼稚園管理費の2億7,453万円は、幼稚園13園の管理運営及び維持補修に係る経費でございまして、幼稚園教諭業務嘱託員10名、それから養護教諭嘱託員2名、スクールバス運転業務嘱託員1名の報酬、それから幼稚園教諭28名の人件費のほか、3歳児保育に係ります補助員配置に関する賃金、それと幼稚園の光熱水費及び施設の保守等が主なものでございます。

次に、217ページをお開きください。

事項、現年公共文教施設災害復旧事業費450万円につきましては、学校施設の災害復旧

事業に係る経費で、国庫補助負担対象分の事業でございます。

その下の事項、現年単独文教施設災害復旧事業費の720万円につきましては、学校施設災害復旧事業に係る市単独で行う事業の分の経費でございます。

また、次のページの218ページでございますが、事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費の450万円につきましては、学校施設以外の教育関係公共施設の災害復旧に係る経費となっております。

引き続きまして、歳入について御説明を申し上げます。予算調書の前に戻っていただきまして、57ページをお開きいただきたいと思っております。

教育総務課分の歳入について、主なもののみを御説明申し上げます。

14款1項7目の教育使用料の89万9,000円につきましては、小・中学校、幼稚園の敷地内にある九電柱、NTT柱に係る土地使用料が主なものでございます。

また、二つ飛びまして、15款2項8目の教育費補助金の556万4,000円につきましては、授業で使用いたします太陽電池パネル付きのラジコンタイプの燃料電池自動車の購入のための原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金ほか、小学校の理科教育設備費補助金や算数・数学教育設備費補助金等を歳入として受け入れる予定にしております。

17款1項1目の財産収入の3,422万4,000円につきましては、教職員住宅の貸家料でございます。

そのほか、21款5項4目の雑入の86万3,000円につきましては、主なものについては小・中学校の公衆電話等の取扱手数料、それから太陽光発電の余剰電力の売却代、これは可愛小、里小、長浜小の3校分の余剰電力の売却代等が主なものとなっております。

以上で、教育総務課分の御説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
○学校教育課長（原之園健児） それでは、学校教育課に係る平成26年度当初予算の歳出予算について御説明いたします。

平成26年度各会計予算調書の219ページをお開きください。

事項、奨学育英事業費は、特別奨学資金支給に

係る経費でございまして、事業費204万8,000円で、主なものは特別奨学資金給付金でございます。

前年度との変更点につきましては、先ほど部長も申し上げましたとおり、従来、一般財源で予算措置していたものを今回から特別奨学基金を財源とし、新規給付者の安定的確保を図ることとしたこととございます。

事項、教育指導費は、事業費2,028万4,000円で、児童生徒の知能・学力検査及び教職員への教育指導等の実施に係る経費でございます。補助金は、人権教育推進補助金16万円でございます。

220ページをお開きください。

教育研修費は、教師用指導書・指導教材等購入及び教職員の資質向上に係る経費でございます。事業費147万7,000円で、主なものは市立学校教職員研修補助金100万円でございます。

教育研修費の前年度からの変更点は、市立学校教職員研修補助金につきまして、前回の総務文教委員会決算審査で教職員の資質向上に関する研修の検討という要望を受け、英語・学力向上等研修分を増額要求したものでございます。

教育育成費は、児童生徒の表現力や学習意欲の向上及び離島高校生修学支援、特別支援教育支援員配置、いじめ防止対策推進法の施行に伴ういじめ問題対策審議会の設置などに係る経費でございます。事業費7,083万2,000円で、主なものは、特別支援教育支援員謝金、英語技能検定試験検定料、離島高校生修学支援費などで、補助金は、甌アイランドウォッチング事業補助金470万9,000円、英語力向上プラン事業補助金100万円、小・中学校文化活動出場補助金49万5,000円でございます。その他の補助金が2件70万3,000円となっております。

教育育成費の前年度からの変更点につきましては、先ほど御説明いたしましたいじめ防止対策推進法に伴うもの及び英語力向上プラン事業補助金において取り組む小学校の英語・ローマ字検定の実施でございます。

221ページをお開きください。

事項、教育派遣費は、外国語指導助手（ALT）による英語教育の充実・学力向上に係る経費でございまして、事業費3,513万4,000円で、主なものは、外国語指導助手7名の人件費、

ALT研修及び帰国等旅費、自治体国際化協会負担金等でございます。

事項、教育人事管理費は、小・中学校教職員の人事異動事務に係る経費でございまして、事業費14万4,000円で、主なものは人事異動事務に係る職員旅費でございます。

222ページをお開きください。

事項、教育研究費は、学校運営協議会制度の導入に関する研究・実証事業、小・中学校における地区指定研究協力校の研究公開に係る経費でございまして、事業費91万8,000円でございます。主なものは、学校運営協議会委員に係る謝金、旅費等でございます。

事項、漁村留学制度事業費は、鹿島地域におけるウミネコ留学制度に係る経費でございまして、事業費667万8,000円で、主なものは全国紙への留学制度広報掲載料、ウミネコ留学制度業務委託料等でございます。

223ページをお開きください。

事項、心の教室相談員配置事業費は、心の教室相談員の配置に係る経費でございまして、事業費153万8,000円で、主なものは教育相談員謝金でございます。

事項、スクールカウンセラー配置事業費は、学校におけるカウンセリング機能等の充実に係る経費でございまして、事業費222万1,000円で、主なものはカウンセラー謝金でございます。

224ページをごらんください。

事項、子どものサポート体制整備事業費は、不登校児童生徒の学校復帰のための適応指導教室運営に係る経費でございまして、事業費248万8,000円で、主なものは指導員謝金でございます。

事項、特認校制度事業費は、特認校に通学する児童の送迎等に係る経費でございまして、事業費1,106万9,000円で、主なものはスクールバス等運転手業務嘱託員2名の人件費、特認校通学用タクシー借上料でございます。

225ページをお開きください。

事項、薩摩川内元気塾事業費は、県内外の著名人等を招聘した薩摩川内元気塾の実施に係る経費でございまして、事業費484万5,000円で、主なものは各学校の元気塾推進委員への薩摩川内元気塾事業等業務委託でございます。

事項、小中一貫教育推進事業費は、連携型の小

中一貫教育を市内全中学校区で展開し、発達段階に応じた教育の充実や各学校の特色ある教育活動の推進及び小中一貫教育推進事業講演会の開催に係る経費でございます。事業費1,239万3,000円で、主なものは小学校英語講師謝金、児童生徒交流活動用等バス借上料でございます。

226ページをごらんください。

事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校や関係機関、家庭への派遣や連携を通じて、生徒指導上の諸問題の解決及び発生防止に係る経費でございます。事業費166万円で、主なものはスクールソーシャルワーカーへの謝金でございます。

事項、学校保健体育運営管理費は、園児・児童・生徒及び教職員の健康管理に係る経費でございます。事業費5,411万8,000円で、主なものは、幼稚園の園医24人、薬剤師8人、小学校の学校医61人、薬剤師23人、中学校の学校医34人、薬剤師10人に係る報酬のほか、学校空気環境検査手数料等、園児・児童・生徒・教職員健康診断業務委託等でございます。

補助金は、甌島地区児童生徒島外活動補助金383万5,000円、校外活動補助金120万円、小学校体育連盟運営補助金71万1,000円などでございます。その他の補助金が1件37万5,000円でございます。

227ページをお開きください。

事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業費は、日本スポーツ振興センター共済制度加入及び災害給付金の給付に係る経費でございます。事業費1,728万円で、経費の内容は、日本スポーツ振興センター掛金、災害共済給付金でございます。

事項、学校野外鍛錬推進事業費は、カヌーの指導者講習会の開催に係る経費でございます。事業費1万5,000円で、主なものはカヌー指導者講習会講師謝金でございます。

228ページをごらんください。

事項、各種大会運営費は、小学校綱引競技大会実施に係る経費でございます。事業費147万4,000円で、主なものは小学校綱引競技大会児童運送用バス借上料で、補助金は甌島地区児童生徒島外活動補助金17万3,000円でございます。

事項、小学校扶助費は、経済的理由等により就学困難な児童及び特別支援学級の児童に対する就

学援助等に係る経費でございます。事業費5,573万2,000円で、主なものは、本土地域及び上甌地域スクールバスの運行業務に係るスクールバス等運転手業務嘱託員4人の人件費、児童通学用タクシー借上料、就学援助費等で、補助金は修学旅行補助金135万2,000円でございます。

229ページをお開きください。

事項、中学校扶助費は、経済的理由等により就学困難な生徒及び特別支援学級の生徒に対する就学援助等に係る経費でございます。事業費6,694万2,000円で、主なものは、下甌地域スクールバスの運行業務に係るスクールバス等運転手業務嘱託員4人の人件費、生徒通学用バス・タクシー借上料、就学援助費等で、補助金は、修学旅行補助金86万3,000円、樋脇中遠距離通学費補助金6万4,000円などでございます。

事項、幼稚園就園奨励事業費は、保育料等を減免する園の設置者への就園奨励費補助金の交付及び第3子以降の就園児のある多子世帯への保育料等軽減事業補助金の交付に係る経費でございます。事業費1億47万7,000円で、経費の内容は、私立幼稚園就園奨励費補助金9,959万1,000円、私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金88万6,000円でございます。

230ページをごらんください。

事項、幼稚園扶助費は、市立幼稚園のスクールバス運行業務及び甌島地域での市立幼稚園預かり保育実施に係る経費でございます。事業費1,443万9,000円で、主なものは、スクールバス添乗員賃金、甌島地域預かり保育士賃金、スクールバス運行等業務委託でございます。

事項、給食センター管理費は、給食センター5施設の職員人件費及び管理運営に係る経費でございます。事業費3億978万9,000円で、主なものは、一般職7人の人件費、給食センター光熱水費、給食センター調理配送等業務委託、県学校給食会米炊飯委託等でございます。

給食センター管理費の前年度からの変更点は、給食の安全性向上のための納入食材の残留農薬検査手数料の計上をしたことと、川内給食センターと入来給食センターに炊飯設備がなかったために、これまで県学校給食会を通じてパン製造会社に炊飯委託料を私会計である給食費から支払っていたことから、今回、炊飯業務委託の各給食センター

間の食材単価の格差是正のために、県学校給食会への米炊飯委託2,360万円を予算計上したものでございます。

ここで、給食費は会計が私会計でございますが、続けて説明をさせていただきます。

なお、質疑につきましては、必要に応じて協議会に切りかえて回答をいたしたいと考えております。

各給食センターでは、消費税8%になることから、給食費の値上げを検討してまいりましたけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、県学校給食会を通じてパン製造会社へ支払う2次加工賃である炊飯の米炊飯委託料2,360万円を市予算で支出することにより、その分が温食の食材購入費に回せることになり、食材購入費に余裕が出て、消費税が上がっても現在の給食費で対応できると判断したところでございます。このことは保護者負担を軽減することにもなることから、給食費の値上げをしないで運営できると考えたところでございます。

231ページをお開きください。

事項、給食センター施設設備整備費は、学校給食センターの施設や設備の整備に係る経費でございます。事業費821万円で、入来学校給食センターの空調設備工事等の工事請負費、同じく入来学校給食センターのプレハブ型冷凍庫等の備品購入費でございます。

以上が歳出予算でございます。

引き続き、学校教育課の歳入予算について御説明いたします。各会計予算調書の59ページをお開きください。

負担金、教育費負担金350万1,000円は、日本スポーツ振興センター掛金、使用料、教育使用料1,903万8,000円は、幼稚園使用料及び給食センターの行政財産使用料に係るものでございます。

国庫補助金、教育費補助金4,909万9,000円は、それぞれ充当先の事業の歳出予算に対応して計上するものでございます。

国庫委託金、教育費委託金50万円は、学校運営協議会制度導入研究事業に対応して計上するものでございます。

県補助金、教育費補助金44万3,000円は、幼稚園就園奨励事業費に対応して計上するものでございます。

県委託金、教育費委託金383万円は、それぞれ充当先事業の歳出予算に対応して計上するものでございます。

60ページでございます。

財産運用収入、利子及び配当金8万4,000円は、特別奨学基金と奨学資金貸付基金に係る利子収入でございます。

基金繰入金、特別奨学基金繰入金204万円は、特別奨学資金の財源に充当するため繰り入れるものでございます。

雑入、雑入991万3,000円は、甕島地域で実施している預かり保育の保育料と給食センターの電気料実費収入金及び日本スポーツ振興センターの給付金でございます。

以上で、学校教育課に係る平成26年度当初予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）小中一貫校の2億2,200万の購入金額なんですけど、これから価格交渉をされるのか、それとも大方、内々で、この金額の範囲内で売買締結ができるのかどうか、まづもってそこをお聞きしたい。

○教育部長（中川 清）恐れ入りますが、協議会のほうに切りかえていただきたいと思えます。

内容的なものについては、当然、予算成立後、地権者のほうと交渉すると、これは財務上の問題もありますので、そういった形にいたしますが、当然に予算を計上する以上、地権者のほうとは価格面の下協議というのは実施をいたしておまして、その旨の御了解をいただいているということで、予算を計上したところでございます。

済いません、協議会に切りかえていただいでよろしいでしょうか。

○委員長（福元光一）ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後1時43分休憩

~~~~~

午後1時44分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）ここで本会議に戻します。

○委員（川添公貴）なるべくきちんとした形で

議事録に残らなければいけないなと思っているので、協議会等であれば答弁は要りません。

次にお聞きしたいのが、優秀な子どもに対応型給付をされるわけですけど、この優秀なという——私は優秀じゃなかったもんですから。枠を17名にふやされたんですけど、ふやしていただくのは結構なんですけど、その優秀なという部分のすみ分けちゅうか、能力があるちゅうのの基準はどうやって判定されるのかなと思って。これも協議会ですか。そこら辺も教えてもらえればと思うんですけど。

**○教育部長（中川 清）** 本会議のほうで答弁をさせていただきたいと思います。

今回の特別奨学金の給付型を充実をするっていうのは。昨年の審議の中でも、奨学金の選定の中でもあったんですけど、枠が12枠という中で、学校のほうで学業が優秀な子どもたちっていうのを、どうしても外さざるを得なかったっていうものが1点ございます。ですから、その具体の例えば学業の成績であったりとかっていうものについては、一定の——今後、12枠にふやした以上は、そのルールづくりを具体のものは、線は引いていきたいと思っています。

それから、もう一つ、学業だけに区切るのか、あるいはスポーツっていうようなものにも着目していくのかっていう分の具体のものはしていきたいと思っています。

もう一点は、この分については、いわゆる国の制度設計の中で、高校生のほうで、取得制限はありますけども給付制度ができてまいります。ですから、今、川添委員のほうからありましたが、一定の仕組みについては国の制度設計があるので、市のほうの特別奨学金のものについては、今ほどございましたとおり、特に優秀な子どもたちに、加算制度、給付制度の充実をするっていうような形で制度設計を考えていきたいというふうに考えてます。

具体のものについては、もう少し教育委員会の内部で、その基準づくりっていうのは進めていきたいと思っています。

以上です。

**○委員（川添公貴）** わかりました。

次にお聞きしたいのが、10款2項2目小学校扶助費、俗に言う就学奨励金かな、就学援助金。これについてなんですけど、4,153万

9,000円、修学旅行費135万2,000円、合計で4,289万1,000円になると思うんですが、増加傾向にあるのか、ないのか。今、本市においては、親の離職者が結構多いんで、十分に対応してやる必要があるだろうと思うんです。増加傾向にあるのであれば、この予算の範囲内で足りるのかどうか、もしくは、もうちょっと準備をしなきゃいけないのかっていうところをちょっとお聞きしてみたいと思うんですが、どうでしょう。

**○学校教育課学事グループ長（松田啓美）** たいまの御質問に答えさせていただきます。

年度ごとの推移ということで申しますと、平成20年度からは、毎年毎年、前年比105%程度で伸びてきておりましたけれども、ここ3年ほど伸び率が若干鈍っております、恐らく児童生徒の絶対数の減少に伴うものと思われま。

平成25年度の実績見込みは、平成24年度に対して97.1%と、ここ数年で初めて前年を下回ったというふうな状況でございます。

以上です。

**○委員（川添公貴）** 今、児童数がだんだん減ってきてるから分母が下がってるということで、了解しました。

社会的状況の中で、かなり離職者が多いと、先ほど言いましたように、困窮されて就学できないような状態。先ほどあった、こういう扶助費があることによっていじめがなくなるっていう可能性もありますんで、ぜひそういうことをしっかりと把握して、漏れのないようにお願いしたいところです。

次に、給食センター管理費、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですけど、県学校給食会米炊飯委託2,360万円、これを私会計の給食費から今まで負担してたのを、市が負担するということになったと。まず、その理由を一つ、もう一回詳しく。

それから、なぜ私会計でしてたのが、何で市がいちいち負担しなきゃいけないのかっていうことになると思いますんで、そこを教えていただきたい。

それから、これを負担することによって、給食費が、消費税8%になったときの食材費の値上げをする必要がなくなったっていうお話だったんですが、消費税は当然国税であって、市としては食材費のみが保護者負担であって、それ以外は全額

市が負担してるんですよね、つくる、配送、全て。であれば、根本的に食材費ぐらいはきちっと保護者が負担をすべきだと私は思うんですよ。そうしたときに、2,360万円を執行するんじゃなくて、これはこれとして、極端に言えばなしにして、しっかりと給食費で補填していくのが消費税の本来のあり方なんです。だから、そこをなぜそういう形で吸収したのかどうか、そこを説明お願いしたいと思います。

**○教育部長（中川 清）** まず、給食費の制度は、今、委員がおっしゃるとおりな制度なんです。現在、薩摩川内市には五つの給食センターがあります。このうち、川内と入来を除く樋脇、それから里、下甕、この三つの学校給食センターにおいては、米炊飯をその給食センターで実施しているに伴いまして、今、保護者の方々が給食費の負担をしてる分については、米代だけでした。米を給食会のほうで負担をして、そしてそれを給食センターのほうで炊飯をして、給食センターのほうの配送車のほうで出しているというのが川内と入来を除く三つの給食センターの状況でした。

一方で、川内と入来の給食センターについては、これは炊飯の施設がございません。このために、当初から県の学校給食会のほうに、炊飯、運搬まで込みで給食会のほうが負担をしておったと。ですから、合併をする前の給食センターで、それぞれやり方が違ったというのが一つございます。

それで、なぜ、今回こういうふうにしたのかということになります。今回につきましては、消費税の引き上げの議論が出てまいりましたので――私は川内の学校給食会の会長を充て職としてやっております。その中で、なぜ一番大きい川内の学校給食会の運営が厳しいのか、徴収率もほかよりもいいのに、なぜ給食費がこういうふうになってくるのかという検証の中で、やり方が異なってるというのがわかりましたので、これはやはり制度設計上、保護者には関係のないことですので、制度を上の方に合わすべきではないかと。やり方は下に合わすか、上に合わすかっていうことになると思いますけど、例えば、パンを結局小麦粉代で負担するのか、加工してパンにするのかっていうのと似たようなところもあると思いますので、今回の部分については、やはり米代だけ給食費で転嫁してるものに合わすと。ですから、その合わせ方が今回消費税の状況によってこういうふう

なったというふうに考えております。

それから、もう一つ、給食費の考え方なんです。川内給食会のほうで賄う食材費っていうのは、大体おおむね3億5,000万円程度でございます。3億5,000万円っていうのは、結果的にこれが消費税が5%から8%に上がったときに、大体1,100万円程度の負担になります。一方で、1,100万円大きくなるんですが、今まで県の学校給食会に払ってた米飯の加工賃と搬送料のほうを、市のほうが負担をする。ほかの三つの給食会と同じようにすることによって、2,600万円落ちますので、相殺することによって、現在の給食費のまま対応ができるというふうに考えたところでございます。

疑問点としては、なぜ今になったのかっていうことも当然出てくるわけですが、給食会の運営としては独立しておりますので、それぞれ違ったやり方をしとっても、それは問題はないというふうに考えておりますが、今回、消費税の問題があって、やり方が別々になってると。これについては、やはり簡単に言いますと、ほかの三つの方式に統一をした結果、消費税のほうについての給食費の負担は、引き上げる必要はなくなったということでございます。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

**○委員（成川幸太郎）** 前も聞いたような気がするんですが、実は、パソコンの購入に係る経費っていうのが、206台ということですが、1台につき21万ぐらいかかってるっていうことなんです。パソコンのLANの基幹部の配線工事は別個にされてますから。どの程度のパソコン買われてるのかと。実は、私も今回のXP対応で買いかえをしてたら、もう4万円もあれば我々が使うので十分新品のパソコンが来るんですけど、21万かかるっちゃ相当いいパソコン買われるのかな。パソコン本体と周りのあれで、どんな内容の価格になってるのか教えてください。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 今回の206台の小学校のパソコンにつきましては、一応、子どもたちが使う部分、それとサーバー機でありまして、実際データが全体的にLANでつながってまして、そこでデータを集める部分とかそういうものもつけ、そのほかハードディスクとかいろんなものをつけまして、全部合わせて206台で約5,300万という形になってまして。1個あたり

のパソコンとしましては、約12万円前後というのを想定しております。

○委員（成川幸太郎）まとめて206台やから、相当安くなるんじゃないかなと思いますけども。電器専門の方もいらっしゃいますけど、結構高い価格で買われてるんじゃないかなと。もうちょっといろんなところに当たられても。市場でそこまですては、相当いい種類だというふうには思うんですけども。予算計上されてるわけですから、いろんな努力もされた結果でしょうけども。

○教育総務課長（鮫島芳文）よろしいですか。済いません。ちょっと。

12万円前後の部分は、教師用パソコンの部分で、児童用のパソコンの部分は10万円前後という形です。済いません。ちょっと欄を見誤りましたんで申しわけございません。その部分は、ちょっと違うという形になります。

○委員長（福元光一）ほかにございせんか。

○委員（森満 晃）済いません、東郷地域の小中一貫の件で、少しお尋ねします。

今回、初めて事業スケジュールのほうが、案として31年度開校予定ということで示されましたが、これ6年あるわけなんですけども、これが今後、本当に平成31年度に開校になるのか、どの部分かでまた遅れたりする部分が出てくるのか、その点が1点。

それと、開校後に屋内運動場の建築等がまた始まるということで、その間は、隣接の町の体育館だとかそういったのを何かあれば併用して使われるのが1点。

それと、もう一点は、6年間あるわけなんですけども、いろいろな地域住民からお話が出てるんですが。例えば6年間ある中で、東郷小学校に一旦集めて、それから大体なれた形でまた開校するとか、そういう案っていうのはなかったのか。

その3点です。

○教育部長（中川 清）今回の予算計上につきましては、平成24年度からの調査結果を踏まえて、いわゆる財政運営プログラム、これもきっちり企画、財政のほうとも協議をしまして予算計上いたしましたので、現時点では、平成31年4月開校から遅れることはない。これを目標にして、遅れないように準備をしていきたいというふうに考えております。

2点目の、屋体等の整備については、これは、

一つは工事の工程等の手順でこういうふうになったということもございます。あとは、補助の絡みとか、工期がふくそうをしますと大きな工事になってまいりますので、やはり分けてやったほうがいいということの判断でありました。

結果としまして、この対応については、今、御意見がありましたとおり、例えば、東郷の中学校の屋体を使うとか、あるいはそれぞれの既存の学校の校庭等を使って対応していくということになります。

今後、東郷にあります体育館、ここを使うかどうか。どこを使うかについては、学校等も調整をしていきたいと思っております。

それから、最後の特認校制度のあり方については、これは本会議でも回答しましたとおり、今、森満委員おっしゃいましたようなやり方も当然あると思います。ただ、それを地元の皆様方がどういうふうに御判断されるかというのがありますので、平成26年度中に地元の意見を聞きながら、どういうやり方がいいのか。平成26年度、一応もう休止するというふうになってますから、新たな平成27年度の取り組みについて、あわせて検討していくことになります。結果につきましては、また委員会等で説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）小中一貫の設備のことなんですけれども。討論の中でも、いわば豪華な学校ができると。県内でいうと坊津学園みたい、一見すばらしい校舎ができると。しかし、一方では、このあいだ、山田地区のコミュニティのところで心配な面で言われたのは、やっぱり地域との結びつきというのは弱くなって、子どもたちの情操教育っていうのが心配だという声もあるわけです。1カ所に全部集めるということによって立派な校舎はできるんだけど、一方では地域との結びつきの問題とか、それから子どもたちは遠くから小学生が通ってくるということになると、せっかく仲良く友達となっても、放課後、一人は遠くにバスで自分の家に帰らなきゃいけない、一緒に遊ばないっていう。今まで小学校は、そんなに広い

範囲でなかったから、友達と放課後にまた遊ぶっていうこともできたわけだけでも、そういうこともできなくなるとか、いろいろやっぱりデメリットもいっぱいあると思うんです。そういった問題について、内容的な問題で、これをどうカバーするのかっていう検討が十分されてるんだろうかなっていう気がするわけです。

それから、学校の設計の仕方の問題でも、例えば運動場を共有にするところがあるのかどうか。小さい1年生と大きな中学校3年生の子どもと一緒に遊ぶっていうようなことになって、危険な場面っていうのが出てきやしないんだろうとか、屋内体育館を使うときにも、休憩中に一緒に遊んでることがあり得るんだろうとか、そういった問題なんかも出てくると。こういったのが、十分に検討されてるんだろうかっていうのが。なかなか検討してるような感じを受けないわけなんです。

そういうものに、いわば総額で38億円、東郷中学校の解体は別ですか、これは。一緒に38億円なんですか。全部合わせて38億。38億円というお金をつぎ込むだけの、本当のすばらしい効果っていうのはあるんだろうかっていうのは非常に疑問に思うところなんです。その辺について、ハード面ではどんどん進んでるんですが、ソフト面では本当に検討されてるのでしょうかということをお尋ねしたいと思うんです。

**○教育部長（中川 清）** 足りないところについては、後ほど担当の主幹であったり、答弁をさせます。

まず、小・中学校の再編等に関する基本方針っていうものは、もうこれまで議会の中でも説明しております。その中で、現状と課題、今後の進め方についても御意見をいただきながら進めてまいりました。結果としまして、東郷地域におきましては、五つの小学校、五つのコミュニティ協議会のほうから御要望もいただいて、現在進めてきているということがまず1点ございます。

次に、それでは、五つの小学校区、五つのコミュニティというものが一緒になる中で、どのような仕組みづくりをするのか。これが先ほど議案の中で説明しました水引で始めようとするコミュニティスクールについても、東郷地域でやっていきたいと。やはり新しい学校にそれぞれの子どもたちが行くわけですので、当然、地域との連携というものは求められます。ですから、コミュニ

ティスクールについても、地域の皆さんと今後十分協議をしながら、東郷地域においても開校と同時にスタートできるようにしたいと思っておりますし、38億円の中に、そういった館についての積算もいたしております。

2番目が、放課後対策であります。これも、現在、東郷地域において御要望もありました。この小中一貫校のところ、放課後児童クラブについても新たに整備をすることによって、今ほどの御懸念というものも幾分解消ができるというふうに考えております。

最後に、私のほうから、38億円もかけてってということでございますので、金目の話だけ簡単に申し上げます。

まず、前提としましては、小中一貫校については地元の御要望があったというものが一つ。もう一点は、防災上の拠点施設としての活用ができる。ですから、38億の中には、太陽光等の整備も予定をしております。それから、体育館等については、防災の拠点施設としても活用ができるようなものを考えております。

次に、金の話を申し上げますが、総体事業費は38億円でありますけれども、国庫補助金それから合併特例債等を除いた——いわゆる合併特例債については、95%の充当率で、70%の交付税措置がありますから、この交付税措置額を除いた純一般財源については、おおむね10億円というものを徳永議員の代表質問で教育長が答弁をしたところでございます。

次に、五つの小学校、一つの中学校、今の通常の管理経費として5,000万、大体でございます。これが、いわゆる一中一校にすることによって、今、予定しておりますのが、大体2,000万弱で済むと。ですから、3,000万の通常経費の圧縮が期待できます。ただ、五つの小学校をまとめますので、スクールバス経費を含めた場合に、これが大体、それを差し引いても2,000万円の経常経費については圧縮ができるというふうに考えております。

三つ目の課題としまして、東郷小学校については築後40年、中学校については50年。それと東郷小学校については山腹崩壊、実際、裏庭のほうの土手のほうもちょっと崩れた経緯もありまして、御心配をかけたところもあります。ですから、いずれにしても、小学校、中学校の大規模改修の

時期っていうのは、当然考えなくてはいけなと。ですから、先ほど言いました純一般財源が10億としますと、管理経費の圧縮の2,000万を考えると、差し引き8,000万です。これを五つの小学校、中学校を踏まえた大規模改修とか維持管理コストまで考えたときに、やはり今つくったほうが、将来的にも金め的にも1番ベストじゃないかということで、今の計画になったと。ですから、これの制度設計に少し時間がかかりましたけれども、企画、財政のほうとも協議をして、その整理ができましたから、今回、予算を出したということで御理解いただきたいと思います。

私どものほうとしましては、38億円というのが先に出るっていうものよりは、やはり、実際、市の負担というものをトータルに見たときに、どれが1番よかったのかっていう、そういう議論までして、今回、この計画を出したということだけは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

残りについては、主幹のほうに説明させます。

**○教育総務課主幹（上口憲一）** それでは、設計の問題で、小学生と中学生がそれぞれ体格差があるということで、その辺は設計の中で考慮されるかということの質問に対しましてお答えいたします。

現在、小中一貫校の施設整備につきましての基本計画を策定中ですが、その中で、東郷地域の再編協議会がございまして、その辺の御意見等も伺っておりまして、その下部組織といたしまして専門委員会がございまして、これは、五つの小学校と一つの中学校の校長先生が中心となりまして、これからの小中一貫校のあり方とか、どういう平面的なものがいいかとかというのにつきましていろいろと協議をしている部門がございまして、その中でも、確かに小学生と中学生は体格差があるということで御意見をいただいております。それにつきましては、やっぱり小学校1年生と中学校3年生では九つの差がございまして、同じところでのいろんなスポーツとかというのは、やっぱり。あと、それと遊びに対しましても違いますので、そこは一応分けた形で運動ができるような形を考えております。

それと、屋体につきましても、東郷地域につきましては、武道場がございませぬので、体育館の中に武道場もできるようなスペースを考えておりますので、そこで、できましたら小学校と中学校

が、同じ場所なんですけど、違う位置で競技ができるように考えているところでございます。

以上でございます。

**○議員（井上勝博）** ほかに、例えば、一つの中学校、五つの小学校が一つになることによって、学校の先生の数もかなり減るんじゃないだろうかと思うんです。学校の先生……

**○委員長（福元光一）** 井上議員、約38億の予算を使って小中一貫校をつくる意義があるのかという質問だったですから、それに関して、また質問してください。

**○議員（井上勝博）** いや、同じですよ。その流れですよ。

**○委員長（福元光一）** また別な質問になりますから。

**○議員（井上勝博）** いや、同じ流れなんですよ。

**○委員長（福元光一）** 最初、1回目が予算についての質問だったですから、それについて。今の答弁について、まだわからないところがあったら聞いてください。それ、教職員の問題は、また二つ目の質問になりますから、それはまた御遠慮願います。

**○議員（井上勝博）** いや、違うんですよ。経済的な問題も言ってるんですよ。学校の先生がいなくなるということは、そういうことなんですよ。

**○委員長（福元光一）** 井上議員、約38億の予算を使ってハード面だけ走って、ソフト面はいかなんかかっていうことを質問されたですよ。それについて、今、答弁されたんですから。それ以外だったら、また別な問題。もう一回の質疑になりますから、それは、また後もって各課に行っで聞いてみてください。

**○議員（井上勝博）** こういう議論をするんだしたら、聞いたほうが早かいですかね。

**○委員長（福元光一）** 後で聞きにいらしてください。

**○議員（井上勝博）** いや、まあ、ちょっと……

**○委員長（福元光一）** 午前中、1回につき一つの質疑をお願いしますということでしたので、それ以外は認められません、この会に限っては。よろしいですね。

**○議員（井上勝博）** いや、じゃあ、いいですか。何で……

**○委員長（福元光一）** あなたは、自分の考えを中心に物を言うからそういうふうになってくるん

ですよ。委員会をスムーズ——午前中言いましたよね。

○議員（井上勝博）ほかの委員会では、そんな話にならんですよ。

○委員長（福元光一）ちょっと待っててください。委員会をスムーズに進行するために御協力くださいって、午前中、言うてありましたね。

○議員（井上勝博）いやいや、だから……。

○委員長（福元光一）そこを考えてください。

○議員（井上勝博）余り、ちょっと異常な議会運営ですよ。

○委員長（福元光一）いや、それは異常だったら、後でまた話をします。

次に、委員外議員はほかにございませんか。

○議員（井上勝博）はい。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

○議員（井上勝博）あのね……。

○委員長（福元光一）ここで、本案の審査を一時中止します。

○議員（井上勝博）抗議しますよ。正当な議論ができるようにしてくださいよ。どういうことなんでしょうか、これは。委員外議員の発言を保証してくださいよ。おかしいですか、私が言ってることは。

○委員長（福元光一）委員会妨害になります。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）教育総務課及び学校教育課の所管事務調査に入ります。

まず、当局の説明を求めます。

○学校教育課長（原之園健児）総務文教委員会の資料の4ページをお開きください。

平佐西小学校の通学区域における指定学校の弾力化について御報告をいたします。

平佐西小学校の通学区域における指定学校の弾力化につきましては、12月の本会議で教育長が答弁し、総務文教委員会で今後の進め方や募集について御説明をさせていただいたところでございますが、現在の状況につきまして御報告をいたします。

一次募集として、平佐西小学校の保護者に、12月16日から1月9日までの間で案内をし、募集をしたところでございます。また、二次募集として、平佐西小学校の新入学児童の保護者に、1月27日から2月7日までの間で紹介、募集を

したところでございます。

その結果、2月28日現在でございますが、川内小学校に4名、平佐東小学校に1名、計5名の通学希望者がございました。この5名の通学希望者によりまして、学級数の増までは至っておりませんが、5名希望者があったということをお報告いたします。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ただいま課長から説明がありました。ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後2時15分休憩

~~~~~

午後2時26分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）ここで本会議に戻します。

先ほど課長から説明のあった件を含め、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川添公貴）予算外ですので、ここでお聞きしたいと思います。

小中一貫校の建設整備事業ということで、予定表らしきものを提示いただいたんですけど、地元の再編協議会で十分協議をなされて、準備をされております。地元の藤川校区とか山田校区、鳥丸・南瀬校区も、十分に協議を重ねて、いい学校を早くつくっていただきたいということで進めていらっしゃるようです。

地域とのつながりなんかも、もう十分今後取るだろうっていうお話がある中で、全体枠として38億っていう数字もお示しになられたんですが。例えば、小中一貫校、いろんなところ全国見て回ったんですけど、木材を多用してる学校が最近多くなってるわけです。東郷小学校については、学校林を持っています。樹齢50年から60年っていう、ものすごい大きな杉なんかも立ってるんですけど。その学校林は、学校を建てかえるときのために、児童生徒がずっと手入れもしてきた経緯があるんです。東郷小の校歌の2番にもなってるんですけど、平木場っていうところなんですけど。38億といわず、しっかりとした建物を。建築基準法で3階まで木材がいけるちゅうのは十分御存じだと思うんですけど。木材を多用した学校を建築していかれる考えはないのかどうか1点。

それから、1年生から9年生の問題で、一体型

学校にされる予定なのか、それとも併設型学校にされるのかどうか。1学年から9学年制の場合は、ちょっと大きな問題があるっちゃうのは十分承知してますんで、それを踏まえて併設校だと思うんですけど、そこをもう一回確認させてください。2点目です。

3点目です。諸事情があって、このようなタイムスケジュール。大雑把なタイムスケジュールとは思いますが、仮に、1期造成工事と2期造成工事を前倒ししたとき、校舎建設がおおむね1年半ぐらいだろうと推測したとき、若干、詰めて前倒しができないものかどうかということが一つ。含めて、予算の問題で、屋体とプール関係は使えない、後工事になるっていうことなんですけど、やはり開校と同時に使えたほうがいいだろうと思うんです。だから、もう一回その辺の努力できないもんかどうかな。何でかっちゃうと、あそこに新設校の跡地から東郷運動場まで行くとなると。あそこに運動場と体育館ありますし、中学校使うにしてもちょうど中間点なんです。建てる予定地が、大体真ん中位置ですから。そのことを考えたときに、同時開校に向けての動きができないもんかどうかな、ちょっとお聞きしたいと思います。というのは、大方、地元の方々が、そういう方向で何とか少しでもっていうお話があるんで、5地区の地区協議会が。そのような方向を検討できないものかどうか。

3点、お聞きしてみたいと思います。

○教育部長（中川 清） 一体型の学校を整備するのかといった、そういった特色については、後ほど課長等から答弁をさせますが、1点目と最後の点について回答させていただきます。

まず、小中一貫校整備については、今ほど委員から意見ございましたとおり、できるだけ木材を活用した校舎等の建設をしたいというふうに考えております。その中では、極力、県内産の木材を活用したいと思っておりますが、いわゆる学校林等の活用については、コストの問題、あるいは活用することによって全体の造成工事等に与える影響等から考えますと、学校林を使うことによってコストあるいはスケジュール等についても厳しいことも想定されることから、現在、学校林を使うというものは予定はしてございません。県内産をできるだけ多く使うということで、検討してるところでございます。

それから、全体の整備スケジュールについては、これも本会議で、教育長等、答弁したところでございますが、やはり用地の購入について、いろんな大きな手続きがいりますので、これが6月に取得議案出した後も、それぞれの手続きすれば、平成26年度末にならざるを得ないと。そういった状況から。あと、排水工事でありましたり、造成工事。これは、造成工事も、現況は田んぼでございますので、これの土の入れかえ等もありますし、それから、地盤沈下等の養生期間も一定のものはみたいということもありますから、ここまでは非常に厳しいというふうに考えております。残りの校舎建築と屋体、プール等の整備についても、この部分については、全体の工事の整備のスケジュールでありましたり、財政運営プログラム上の事業費のまくりというふうなものも考えながら設定をしてございますので、現時点で短縮しているのは厳しいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（鮫島芳文） 施設の一体型かっというところについてでございますけれども、一応、施設につきましては、6・3制の独自性を生かすということがまず一つ。それと、小学校と中学校は、別々に小学校棟、中学校棟っていう形で渡り廊下で結ぶみたいな形になるのを、今、想定しております。

小学校については、木造を中心にした建物、中学校については鉄筋コンクリートという形で考えておまして。あと、ほか特別教室なんかがございますんで、そこはまとめて共通で、小学校も中学校も使えるみたいなものを、基本計画の中で検討してるところでございます。

ソフト的な活用については、学校教育課長のほうから説明があります。

○学校教育課長（原之園健児） 今、総務課長のほうから説明がありましたけれども、共有部分と小学校の部分と中学校の部分ということが、今、説明があったところでございますが、私どもは、これまで連携型小中一貫教育を進めてまいりました。そのよさがあるわけですので、小学校と中学校の独自性というのは大事にしていきたいというふうに考えております。その中で、9年間を見通した教育を連続して進めていくということを基本的に置いておりますので、6・3制に4・3・2制のよさを生かす交流活動を推進しながら、教育を

進めてまいりたいというふうに考えているところ
でございます。小学校は小学校6年生の卒業とい
う節目もございますし、そういうものは大事にし
たいというふうに考えておりますし、小学校から
中学校への入学ということも、やはり人生の節目
の中で大事にしなければならない部分でもござい
ますので。基本的にはそこを大事にしながら、細
かい教育課程等を進めてまいりたいと考えている
ところでございます。

以上です。

○委員（川添公貴）校舎については、大体、後
にして。教育については、4・3・2制について
は十分理解していますし、真ん中の3が1番重要
だろうと思ってますんで、節目節目もおっしゃ
るであれば、確かにそうだなと思います。

要は、授業の4・3・2の組み方。プロに対し
て言うのも、大変失礼なんですけど、組み方が大
事だろうと。その中で、しっかり1学年、9学年、
このすみ分けをする必要があるっちゃうことも十
分配慮した、今後、計画になるだろうとおっしゃ
ったんで、次の計画が出た段階で、またちょっと
意見を述べさせてもらう。今の段階では、そのよ
うな方向性で、多分、いろんな問題も私なんかよ
り熟知していらっしゃると思うんで、私なんかも
ちょっと気になるのが、1、9のこの差です。そ
こを埋められる努力をされるということなんで、
十分理解しました。

それから、県内産の木材を使うっていうことな
んですが、この計画でいくと、あと2年あります。
学校林のあのでっかい木を切れば、1年乾燥させ
ればいい材料になると思うんですけど、それで
も、今は相場は買ったほうが安いっちゃうのは十
分知ってるんですけど。せっかく自分たちの。私
のおやじなんか手入れをした山なんです。であ
れば、使ってほしいなっていう思いもなきにしも
あらずなんで、ぜひお願いをしたいと思います。
校舎に木材使うっていうことで、大変ありがたい
とは思ってます。そこは、十分理解しました。今
後、ちょっと地元の方々と協議をしてみたいと思
います。

もう一点、ちょっとお聞きしたいんですけど、
うちの代表質問の中で、小中一貫校に関する質問
をなされたときに、教育長答弁の中で、藤川小学
校が今後3名から6名になる、については地元と協
議をするっていうこともおっしゃったんですけど、

一時、どっかに寄せたいような雰囲気です。答弁をさ
れました。その真意はどこにあるのか。できれば、
一斉に用意ドンで私は入るべきだと思ってるんで
す、質問の前提は。それが、なぜそのような方向
性の話が出たのかどうか、それをちょっとお聞か
せ願いたいと思います。

○教育部長（中川 清）平成27年開校が延期
というふうに新聞報道をされましたが、私どもは
延期ということではなくて。基本方針の中で書き
ましたのは、平成27年を目標に推進をしたいと
いうふうな書きぶりでしたわけです。ですから、
今回の分については、今回の提案が平成31年
4月開設っていうものが当たり前の書きぶりでは
ないかなというふうには思ってます。それは、そ
ういった形で新聞報道ではされましたので、それ
が一つです。

ただ、一方では、やはり当初目標にしておいた
ものが、平成31年4月という制度設計になって
まいりました。そうしたときに、それも視野に置
いて平成26年度で特認校を休止をすると。残り
平成27年の4月から平成31年の4月まで4年
間、どういうふうに学校運営っていうものをした
ほうがいいのかということがあったときに、それ
ぞれ用意ドンで4年間したほうがいいのか、ある
いは地域の皆さん方が、いずれの段階で中学校に
も一緒になるときがあるわけですから、それであ
れば、あらかじめ小学校の中で一緒になった上で、
持ち上がりでいったほうがいいのか、そういった
ものについて、1年間まだ余裕がありますので、
意見をいただければということで教育長が答弁し
たところでございます。

○委員（川添公貴）背景は十分理解してる、平
成27年の4月に開校するとはおっしゃってない
のは十分わかってます。できれば、再編に合わせ
て計画したい、おおむね、大体そのような話だ
ったと思うんで、新聞報道についてはいかがなも
んかなとは思いますが、さっきの話で、平成
31年4月を早くしてほしいっちゃうのは真実で
あります。

もう最終目標が、大体ある程度設定されたんで
あるとするならば、今後、地元と協議の中で、先
に再編ありきっていうことはちょっと本当によく
ないと思います。できれば、今、中学校でも一緒
にはなるんです。なるんですけど、例えば、藤川
を鳥丸に通わず、じゃ、その間の通学はどうする

のって。一緒の問題をずっと引きずらなきゃいけないと私は考えます。であれば、最初のスタートの時点で、きれいにスクールバスを2台入れて、藤川方面と山田方面と2便出す、この体制をきちっとつくっていくのを目標とすべきだと思うんです。その方向で、やっぱり地元ともしっかりと、この4年間どういうことを構築していこうかっていう話し合いをぜひしていただきたいと思います。というのは、こういう方法もあるんですよってなると、御存じのように、またもめて、どうなるかちょっとわからなくなると思うんです。ですから、5地区の方々も、そんな無理なことはいいたくないとおっしゃってます。だから、粛々と行政も合わせながら、地元を理解してもらいながら進めていきたいということなんで、ぜひ、ああいう答弁ではなくて、きちっと相談をして、しっかりと構築していったスタートだっていうことを、ぜひ今後、地元と、そういう形で協議をしていただきたいと願っております。

何かありましたら、一言。なければ、もうそのとおりにされると理解しますんで。

○教育部長（中川 清） 今、川添委員がおっしゃったようなつもりで書いたつもりだったんですけど、やっぱり書き方が悪かったのかなというふうには考えておりますが。

やはり、教育長が申し上げましたのも、今後、地域の皆さん方からの御意見を踏まえて、今、委員がおっしゃったような方法とは、逆に提案があるようなこともあると思うんです。ですから、それを踏まえて、平成27年の4月に間に合うようなものをつくり上げたいというふうに考えております。

○委員（杉藺道朗） 予算外でありますけれども、自転車通学の中学校の生徒ですけれども、ヘルメットを着用して通学をしております。あのヘルメットに対しては、対応、給付、支給といたしましうか、それとも、購買、自分で自前で買われるのか、そこをちょっとまず教えていただきたいんですが。

先般、ちょっと知り合いの方からお話があったんですけども、ちょっとバイクと接触事故があったので、たまたまその子どもがヘルメットをかぶっていたので大事に至らず、ただ自転車がちょっと傷んだということでありました。それで、登下校時においては、しっかりとヘルメットをかぶってい

るんですけども、例えば私用、休みのときとか、自分でどっか自転車乗って出かけるときっていうのは、当然、着帽はしてないわけです。そこらあたりを、学校現場の中で、登下校時にかかわらず自転車外出のときにおいて、できるだけ着帽するような、そういう指導のあり方というのはどうなんでしょうねというふうに聞かれましたので、そこらあたり、どういうふうにされてるかつちゅうのが1点であります。まず、そこから教えていただければと思います。

○学校教育課長（原之園健児） 中学生のヘルメット通学につきましては、ヘルメットは学校が指定しまして、きちんとかぶるように指導をしているところでございます。

それと、小学校もそうですけれども、道交法の改正で、保護者はヘルメットをかぶらせるように指導するような内容になっております。ただ、そのことが十分徹底されていない現状があるというのは、実際の子どもたちの様子を見たときに感じているところでございますので、そここのところは、また今後も継続して、休日のヘルメット着用であったり、そういうことについては指導していきたいと。その指導は大事だと思っております。

○委員（杉藺道朗） 支給、購入、ヘルメット自体は。

○学校教育課長（原之園健児） 個人の購入だと思えます。

○委員（杉藺道朗） わかりました。言われたように、道交法改正になり、この自転車の乗り方というか、マナーに対する厳しい法的な適用もされてるようでありますので、今、課長も申されましたように、しっかりとまた教育現場の中で、着帽については徹底していただきたいというのがあります。

それから、特に小学生の場合は、また中学生がかぶってるヘルメットとまた違った形でのカラフルなヘルメット等もあります。以前、質問した経緯もありますけれども、これは、またPTA関係含めて、しっかりそこらあたりは、親の間でもそういう共通認識ができるように進めていただきたいと思います。ちゅうのがあります。

もう一点。今、県警の安心メールのほうに、やはり頻繁に声かけ事案というのが入ってくるんです。子どもたちが、やっぱり特に下校時あたりのときに、不審者というか、声かけがあったりとい

うことがよくあるんです。当然、スクールガードの皆さん、それからここにもいらっしゃいますが青パトの隊員の皆様、それから地域の見守り隊の方々が一生涯懸命、こういうパトロールをされる中においても、やはり、すきを狙ったような形で声かけ。この間も何か写メールでとられたとかいう部分も聞いております。そこらあたりの実態というのは、教育現場の中では、例えば子どもたちのほうから「先生、こういうのがあったよ」とか、そこらあたりの情報の収集、そういうのがどうなってるのか。これは、私ども可愛地区においては、ほかの地区もそうでしょうけれども、青パトとスクールガード含めて連絡協議会というのがありますので、定期的に。そういう中で、大体の実情は把握はしておりますが、全市的にはどのような取り組みになっているのか。万が一、そういう事象が発生したとき、当然、不審者対応訓練、「いかのおすし」云々という部分でやっておられることはありますけれども、今、現状ほかどうなのか、そこを教えていただければと思います。

○学校教育課長（原之園健児）不審者による声かけ事案でございますが、本年度は19件発生しているというふうに把握しているところでございます。これは、声かけ事案があったときに、子どもが保護者に伝える、あるいは学校に伝えて、そのことが警察のほうに通報され、そして警察からはファックスでこの事案が教育委員会にも届きますので、それを一斉に学校に周知していくというシステムを現在とっているところでございます。そして、このファックスを受けた学校は、保護者への啓発をするということ、子どもへの指導をするということ、それと、地域に青パト隊であったりとかスクールガードの方々がいっぱいいますので、そういう方々にも情報提供して、御協力をいただくようにしているところでございます。

ただ、不審者訓練につきましても、実際に「いかのおすし」等を活用したり、あるいは警察の方、子ども110番の家の方も一緒に参加していただきまして。実際に声をかけられて、そして、それを110番の家に駆け込んで、そして、通報を受けて警察が出動して不審者を取り押さえるという一連の流れを、子どもたちの目の前で実際にやりながら具体的な対応をするような訓練を、各学校では行っております。

議員がおっしゃるように、実際に19件が発生

しておりますので、私どもも、なるべく早く情報を学校に提供するように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員（杉藷道朗）即ファックスで入ることですから、それはそれで理解しました。私どもの、この安心メールの場合は、前日、前々日に起こった部分が、えてして入ってくるものですから、タイムリーではないのかなという部分もあります。ですから、学校現場等々にそういうふうな情報等々が入ったら、またメールでも結構ですから、もっと教えていただけるなり、しっかりそこは各人連携を取りながら。ましてや、また、新年度で新1年生も入ってくる時期でもありますので、万が一にもそういう事件等々が発生しないように、お互いにしっかりした形で取り組んでいければなというところからの質問でございますが、以上です。

○委員長（福元光一）ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）小中一貫校のこの東郷の問題についてこだわるのは、やっぱりこの計画の中でも、小さな規模の学校のすばらしさっていうのはあるんだっていうことをいって。現実には、吉川に特認校で子どもを通わせてる親御さんとか、藤川に行かせている親御さんや子どもたちの声を聞くと、小さな学校っていうのは本当にすばらしい面があるんです。それを、もう本当になくしていくような感じでどんどん進めていくっていうところに、ちょっと私は異議を言ってるわけですが。小学校が五つが一つになるということによって、学校の先生はどのぐらい減る、何人から何人になるかっちゃうのは、大体わかるんですか。

○学校教育課長（原之園健児）東郷地域のほうでは、まだ実際確認はしておりませんが、県教委につきましては、学級数に応じて教職員の定数が決まっておりますので、それに基づいた配置がなされるものと考えております。

○議員（井上勝博）やっぱり単純に考えても。先生が一人になると。ほかにも、クラスが一つになっていけば、どんどん少なくなる。今まで100人以上の学校の先生が減ってるというふうにも言われてるわけで、やっぱり学校の先生が減

るということは、地域に住んでいらっしやらないかもしれないけれども、通勤されてるということによって、まちの経済への貢献もあったし、維持費が全部で5,000万かかっているとおっしゃるけれども、県費できているお金の関係からいったら、私はそんなに地域の経済のために、今の状態ってのは悪い状態なのかちゅうことじゃないんじゃないかなというふうに思うんです。やっぱり、そういう点で、ちょっとその辺のこともよく調べておいていただきたいなと。学校の先生がどうなるかちゅうこともです。よろしくお願ひします。

○委員長（福元光一）ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。御苦勞さまでした。

それでは、ここで休憩いたします。

再開は15時5分にいたします。

~~~~~

午後2時51分休憩

~~~~~

午後3時 5分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△文化課の審査

○委員長（福元光一）次に、文化課の審査に入ります。

△議案第22号 薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者の指定について

○委員長（福元光一）それでは、議案第22号薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）議案第22号薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者の指定について御説明いたしますので、議案資料その2、22-1をお開きください。

薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者の管理期間が、本年3月31日をもって満了となるため、新たに指定しようとするものでございます。

詳細につきましては、議会資料で説明いたしますので、議会資料の4ページをお開きください。

施設は、薩摩川内市川内まごころ文学館です。

現在、公益財団法人まちづくり公社に委託しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、本年3月31日で満了となるため、継続して指定しようとするものでございます。

指定管理に行わせる業務といたしましては、2の（1）にございます川内まごころ文学館の維持管理に関する業務のほか、記載の9項目の業務となります。

指定管理者は、先ほど申し上げました公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社です。

非公募による選定の理由としまして、文学館は市にゆかりのある文学者の作品等を収集、保管、展示し、調査研究、普及を図る教育施設であり、学芸員等の専門知識や助言により目的が達成できるものである。

よりまして、薩摩川内市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針中、その他、施設の管理上、特に必要と認められる施設の条件を付しまして、選定委員会におきまして、公益財団法人まちづくり公社が指定管理候補者として適当であると判断されております。

以上でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第23号 薩摩川内市入来麓旧増田

家住宅等の指定管理者の指定について

○委員長（福元光一）次に、議案第23号入来麓旧増田家住宅等の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）先ほどと同じ議案資料その2の23-1をお開きください。

議案第23号薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者の指定についてでございます。

現在、市で管理しております入来麓の旧増田家住宅等の3施設を、本年4月から指定管理をしようとするものでございます。

詳細につきましては、議会資料で御説明いたしますので、議会資料の8ページをお開きください。

3施設につきましては、入来麓旧増田家住宅、入来郷土館、入来図書館分館の3施設でございます。

3施設を、平成26年4月から、一括して指定管理を、地元の入来麓伝建地区協議会に指定管理をしようとするものでございます。

指定管理に行わせる業務につきましては、2の（1）にあります旧増田家住宅等の維持管理に関する業務のほか、運営計画、管理、入来郷土館の資料収集、保管、調査研究及び展示業務等、6項目の業務となります。

指定管理者が示した基本方針、管理運営計画、組織体制、支出計画は、記載のとおりでございます。

選定の理由といたしまして、旧増田家住宅、入来郷土館、入来図書館分館の3施設は、古くから歴史や文化、生活の拠点として、地域住民に親しまれている地域密着型の施設であります。よって、先ほど申し上げましたとおり、指定管理者募集に関する事項の地域密着型の施設での条件を付しまして、非公募としております。

ただいま説明いたしましたとおり、平成26年1月15日に選定委員会を開催し、指定管理候補者として適当であるという判断をいただいております。

御審議方よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）ピンクの表紙の事業概要の125ページをお開きください。

文化課の事業の概要について説明いたします。

1番上、文化財保護事業費では、文化財マップの補充、新たに泰平寺パンフレットの作成を、また宥印法印の墓の整備工事、川内大綱引の補助金につきましては、国の文化財指定を受けるため、川内大綱引保存会への補助金を計上しております。

なお、国指定の取り組みについては、長期の取り組みが必要と考えております。

真ん中になります。

入来麓伝統的建造物群保存地区整備事業は、保存地区の建物等の整備を図るもので、納屋1件、石垣1件の予定でございます。

1番下、入来麓街なみ環境整備事業では、入来麓誘導案内板設置工事、御狩屋馬場舗装工事等の設計業務、同工事を予定しております。

126ページ、清色城保存整備事業では、散策道の簡易整備、市制10周年に関わる費用等を計上してございます。

真ん中、恐竜化石活用事業は、2月14日に新たに鹿島町での竜脚類恐竜の化石発見も記者発表がありましたが、これを踏まえた集中発掘会、企画展、講演会等を予定してございます。

1番下、天辰寺前古墳では公園整備事業を。

127ページになります。藤川天神臥龍梅の整備事業は、シロアリ駆除、木柵の取りかえ工事費用を。文化振興事業では、春の芸能祭等の事業を。1番下、川内文化ホール施設整備事業では、年次的整備を図っておりますが、平成26年度は冷暖房改修工事設計業務を計上を。

128ページ、国民文化祭開催事業では、平成27年度国民文化祭かごしま2015開催に伴う啓発用ポスター等の作成、平成26年度のプレ大会の開催等の費用を。真ん中になります。旧増田家住宅等管理事業では、今ほど説明をしました指定管理あるいは補修等の経費を。1番下になります。歴史資料館等管理事業費は、歴史資料館の指定管理者の委託費用や、10周年講演会の開催費用を計上をしております。

次に、記載はしてございませんが、事業廃止について説明をいたします。

国際青少年音楽祭開催事業、これは、平成25年度まで開催をいたしておりましたが、平成25年度で終了することとし、平成26年度は予算は計上してございません。

以上で、文化課の概要を終わります。

○委員長（福元光一） それでは、当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ） 予算調書の235ページをお開きください。

10款5項2目文化振興費でございます。

事項、文化財保護事業費1,101万5,000円は、文化財保護事業に係る経費で、先ほど部長のほうから説明がありましており、文化財マップ、泰平寺パンフレット等の印刷製本費、文化財説明板作成業務、指定文化財の整備工事費等が主なものでございます。

次に、事項、伝統的建造物群保存整備事業費1,776万4,000円は、入来麓伝統的建造物群保存地区における整備等の経費で、保存地区内の修理・修景事業補助金2件、誘導案内板設置、舗装整備工事等が主なものでございます。

236ページ。

次に、事項、清色城跡保存整備事業費202万4,000円は、清色城の保存整備事業費と、史跡国指定から10年目の節目を迎えること及び市制施行10周年を記念しまして、シンポジウム、講演会等の開催に係る経費が主なものでございます。

次に、文化振興事業費1,887万4,000円は、文化振興事業として実施する春の芸能祭、薩摩国分寺秋の夕べ、はんやジュニア大会のほか、平成27年度開催の国民文化祭の本市主催事業のプレ大会及び本大会の準備経費等が主なものでございます。

237ページ。

文化ホール管理費4,306万6,000円は、川内文化ホール及び入来文化ホールの指定管理者への管理委託料が主なものでございます。

次に、文化ホール施設設備整備費200万円は、川内文化ホールの冷暖房改修工事設計業務委託料となっております。

238ページです。

歴史資料館管理費2,932万2,000円は、川内歴史資料館及び下甕郷土館の指定管理委託料と市制10周年記念の歴史講演会開催に係る経費が主なものでございます。

川内まごころ文学館管理費2,509万3,000円は、川内まごころ文学館の指定管理者への委託料が主なものでございます。

239ページ。

恐竜化石活用事業費358万円は、化石活用事業費と市制施行10周年記念の化石展示及び講演会等の開催に係る経費が主なものでございます。

天辰寺前古墳事業費4,042万9,000円は、天辰寺前古墳公園の整備等に係る経費が主なものでございます。

240ページになります。

藤川天神臥龍梅整備事業費1,192万9,000円は、臥龍梅のシロアリ駆除に係る年間管理料と指定地内の木柵の取りかえ工事費が主なものでございます。

旧増田家住宅管理事業費1,076万7,000円は、平成26年度からの指定管理委託料が主なものでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、予算調書62ページをお開きください。

1項使用料、7目教育使用料1,044万2,000円は、川内歴史資料館、川内まごころ文学館の入館料と、川内文化ホール及び入来文化ホールの使用料等が主なものでございます。

2項国庫補助金、8目教育費補助金3,519万8,000円は、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金、街なみ環境整備補助金、藤川天神臥

龍梅整備補助金、天辰寺前古墳事業整備補助金等が主なものでございます。

同じく、県補助金51万円は、それぞれの充当事業の歳出予算に対応して計上するものでございます。

3項県委託金、7目教育費委託金2万円は、権限委譲事務委託金で、文化財保護法に関するものでございます。

5項雑入、4目雑入114万4,000円は、川内文化ホール光熱料や郷土誌販売収入のほか、文学館図録販売収入等が主なものでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

予算に関する説明書の9ページをお開きください。

下のほうから2番目と3番目でございます。薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等指定管理者の指定管理料と、同じく薩摩川内市まごころ文学館の指定管理者の指定管理料につきまして、期間、限度額を記載のとおり定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）総務文教委員会資料の5ページをお開きください。

薩摩川内市の文化財について御説明いたします。

文化財保護法に基づきまして、指定の文化財を御紹介申し上げます。

国指定が14件、県指定が14、国選定1、国登録2、国の選択2、市指定149、合計で182件となっております。

それぞれの内訳につきましては、ごらんください。

なお、国指定の甌島のトシドンは、ユネスコ無形文化遺産代表一覧に登録されており、また、東郷文弥節人形浄瑠璃につきましては、昭和54年12月、国の無形民俗文化財に選択されたのを機に、保存会や後援会が立ち上げられ、保存、継承に努められ、平成20年3月、国指定を受けております。

なお、この182件の文化財等に対する保護、啓発、支援等につきましては、文化財の清掃謝金、郷土芸能保存奨励補助金、文化財少年団活動、文化財を知る講座等によりまして、保護、啓発、支援活動を実施しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）1年に1回だけ発行している薩摩川内文化っていうんですかね。俳句、短歌、また特別寄稿とかっていうのは、やっぱり市の予算でつくられているもので、特別寄稿を選ぶ人たちっていうのは、どういう人たちなのかっていうのはわかりますか。

○文化課長（岩元ひとみ）文化薩摩川内のことでよろしいでしょうか。冊子ですね。

済みません。文化課の所管ではなくて、文化薩摩川内につきましては、図書館のほうで作成しておりますのでよろしくお願いたします。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、文化課を終わります。御苦労さまでした。

#### △市民スポーツ課の審査

○委員長（福元光一）次に、市民スポーツ課の審査に入ります。

#### △議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

**○教育部長（中川 清）** ピンクの表紙の事業概要129ページをお開きください。

市民スポーツ課の事業につきまして、まず1番上にありますスポーツ交流研修センター管理は、総合運動公園と一体となったスポーツ交流研修センターの管理運営の費用を計上しております。

2段目、スポーツ合宿等誘致事業は、県外からのスポーツ競技団体に対し、市内合宿施設利用奨励金を交付することにより合宿の誘致を図るもので、1番下になりますが、スポーツ合宿支援サポーター制度補助金は、新規事業となっております。4月にNPO法人の取得を予定しております市体育協会とのスポーツ合宿の取り組みを引き続き強化してまいります。

スポーツ推進計画策定事業では、平成26年度市民アンケート、平成27年度の計画策定を予定しております。

130ページになります。市民運動会運営事業では、二つ目の丸になりますけれども、第10回大会記念事業として、元オリンピック選手等の招聘費用を計上してございます。

次に、事業見直しとして二つ報告をさせていただきます。

全国市町村レガッタ大会の派遣につきましては、これまで市の100%負担から、市ボート協会への2分の1助成に見直しをしました。

また、二つ目、市長旗争奪高校野球大会は、市の支援は終了することで予算は計上しておりません。

以上、見直し分を含めて、市民スポーツ課の説明を終わります。

**○委員長（福元光一）** それでは、当局の補足説明を求めます。

**○市民スポーツ課長（湯原 忍）** 歳出予算から説明させていただきます。予算調書の241ページをお開きください。

241ページの上の段、保健体育総務費ですけれども、6,488万5,000円は、職員9人の人件費が主なものでございます。

下の段、事項、体育振興運営費4,460万円は、本市の社会体育の振興に要する経費であります。

経費の主な内容におきましては、本市のスポーツ推進委員88人の研修会等活動に要する報酬・費用弁償でございます。

負担金は、川薩地区スポーツ推進協議会及び全

国ボート場所在市町村協議会の会費・負担金であります。

補助金であります。体育協会運営補助金は、各種団体と14の地域体育協会等が加盟する体育協会が運営する補助金でございます。

スポーツ振興補助金は、全国・九州大会出場者への派遣助成金でございます。

川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金は、川内川河口マラソン・ウォーキング大会の運営に要する補助金でございます。

その下、補助金ほか2件は、スポーツ少年団運営補助金が228万5,000円。982名の団員が加盟するスポーツ少年団の運営に要する補助金で、スポーツ少年団本部で事務局員を雇用し、団員登録事務、総会、理事会、主催事業等を引き継ぎながら、今後、市体育協会へ事務局を移管する予定でございます。

もう一つの補助金は、全国市町村交流レガッタ大会派遣補助金30万5,000円でございます。今回から、市ボート協会の推薦チームを、市代表派遣チームとしての負担と、市からの旅費の半額で、市代表として派遣することになります。その分の補助金でございます。

スポーツ振興基金利子相当額積立金は、基金1億9,241万6,000円の利子相当分でございます。

242ページをお開きください。上の段でございます。

事項、市民運動会運営費800万7,000円は、市民総ぐるみのスポーツ行事として開催しております市民運動会の運営に要する経費で、所管いたします市体育協会への運営業務委託料が主なものでございます。

右の欄におきましては、市制施行10周年を記念いたしまして、元オリンピック選手等のトップアスリートを招聘して、競技に参加していただきまして、中学生・高校生等の指導者にランニングクリニック等をお願いしたいと思っております。

下の段、事項、各種大会運営費68万8,000円は、川内川がらっぱカヌー競技大会と一輪車競技大会の運営に要する経費でございます。243ページをお開きください。

上の段、事項、健康スポーツ推進事業費192万4,000円は、本市の健康スポーツ推進

事業に要する経費で、健康スポーツ教室の指導業務委託に要する経費が主なものでございます。

下の段、事項、スポーツ合宿等誘致事業費1,118万6,000円は、本市で合宿を実施する団体への奨励金、本市が誘致する実業団等の空港送迎用バス借上料及び全日本バレーボールチームの強化合宿の招聘に要する経費が主なものであります。

ここで、スポーツ合宿誘致の助成につきまして、総務文教委員会資料で説明いたしますので、委員会資料の当初予算関係の12ページをお開きください。

(1) スポーツ合宿等誘致活動事業（助成制度等）について。

①では、県外のスポーツ合宿団体に対する報奨金・激励品制度について。報奨金は、ホテル旅館に、延べ50泊以上をした場合に、報償金の支給ができます。激励品は、合宿の期間及び人数区分により激励品を贈呈するとしております。

②その他では、実業団以上の合宿団体には、市民周知及び歓迎を目的として、合宿会場に看板等を設置しております。市バレーボール協会には、全日本バレーボールチームの強化合宿招聘に係る経費の一部を助成いたしております。

(2) ですが、スポーツ合宿支援サポーター制度について。これは新規でございます。

①目的は、市体育協会がスポーツ合宿誘致推進等を目的に、スポーツ合宿支援サポーターの登録制度を創設し、合宿団体の希望に応じて人材を派遣する制度でございます。

②業務内容は、支援サポーターの登録及び紹介に関することや、関係団体等との連絡調整等でございます。

③支援サポーターの任務は、ボールコレクターや場内外整理等を行うことでございます。

その下、二重丸の業務支援は、下の図で、右側の合宿団体から支援、市は市体育協会へ、市体育協会は市体育協会加盟団体に派遣依頼して、合宿団体に対して業務支援をするもので、スポーツ合宿支援サポーター制度に係る経費を市体育協会に補助するもので、事業の経費といたしましては、事務局費、スポーツ保険料、消耗品費、食料費等の30万円でございます。

次に、13ページをお開きいただきまして、参考といたしまして、(3) ですが、現在の薩

摩川内スポーツ大使6名の方々を記載しております。競技種目は、バレーボール、ウエイトリフティング、野球、陸上競技の4種目でございます。

これからも、スポーツ大使からスポーツ合宿等の情報提供をいただき、本市のPRをお願いしてまいりたいと思っております。

14ページをお開きください。

同じく参考といたしまして、(4) スポーツ合宿についてでございます。

①では、年度別スポーツ合宿状況。平成21年度から平成25年度までの団体数、人数、延べ人数等を記載しております。

②では、平成25年度種目別合宿状況。種目、団体別、人数、延べ人数を集計いたしております。

(5) では、スポーツ交流研修センターの利用状況につきまして、3月末見込み数を含めまして集計しております。①は、利用団体、利用者実績でございます。

②は、稼働率としまして、開館日、宿泊室、宿泊収容人員に対する稼働率を記載しております。

以上で、委員会資料の説明を終わります。

予算調書に戻っていただきまして、244ページをお開きください。

上の段、事項、体育施設管理費8,935万2,000円は、本市の体育施設のうち、総合運動公園施設を除く71施設の管理運営に要する経費で、45施設に係る指定管理者への管理委託に要する経費、及び直営26施設に係る光熱水費、及び修繕料等管理運営費に要する経費、及び東郷総合運動場ナイター施設誘導灯設置工事等に要する経費が主なものでございます。

県体育施設協会負担金は、県内の公立体育施設を有する自治体等で組織する同協会の会員負担金、県B&G海洋センター連絡協議会負担金は、樋脇と上甕B&G海洋センター2カ所分の会員負担金であります。

下の段でございます。

総合運動公園管理費1億1,055万7,000円は、報酬は、スポーツ交流研修センター運営協議会委員10人分と行政事務嘱託員2人分でございます。

総合運動公園の施設管理を指定管理者市民まちづくり公社へ管理代行する委託料及びトレーニング室の管理運営業務委託に要する経費、ほかにスポーツ交流センター管理費及びテニスコート観覧

席補修工事等が主なものでございます。

その財源内訳欄に、国庫支出金が充当されておりますが、平成26年度から企画政策課の電源立地地域対策交付金を施設の指定管理委託へ充当することになったものでございます。

続きまして、歳入予算について説明させていただきます。同じく予算調書の64ページをお開きください。

64ページでは、使用料、教育使用料5,037万5,000円は、総合運動公園施設を初め、市内社会体育施設の使用料でございます。

66ページをお開きいただきまして、66ページの真ん中あたりですが、基金繰入金のスポーツ振興基金繰入金の1,000万円は、スポーツ振興基金の取り崩しによるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○委員長（福元光一）** ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（井上勝博）** どの課だったか思い出せなくて。

照明施設の問題で、今、照明施設をコミュニティなり何なりに、もう全部売り払うというか、無償で譲渡するとか、そういう。ここでいいんです。済ませません。

何カ所かで、やっぱりいろいろ意見交換の中でも出ていまして、その後、この問題についてはどのようになってきたのか。ちゃんと話し合いが、合意が得られてきているのかどうかお尋ねしたいと思うんですが。

**○市民スポーツ課長（湯原 忍）** 現在、支所教育課におきましても、川内地区におきましても説明に回っております。それぞれ各地区コミの会長さん、あるいは体育協会会長さんの方々と話ししながら、方針としては、貸し付けをしていきたいと。その中で、使用料がこのくらいかかると、それについては値上げも可能かとかいう質問もいただいております。利用者に相当な負担がなければ値上げは可能だとか、あるいは照明のランプが消えたらどうするかと、そういうのには高所の作業車が要するというので、これについては市のほう

で交換をしてくれないとか、そういうような要望を、今現在聞いておまして、今後、それらをまとめまして、財産活用推進課と協議していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議員（井上勝博）** いわば使用料をどうするかという問題ですから、この予算の中に反映しているというか、そういうふうに考えていいんですか。予算とは全く関係ない、次の平成27年度からの関係なんでしょうか。そこをちょっと。

**○市民スポーツ課長（湯原 忍）** 使用料につきましては、貸し付けとしてお受けいただければ、今後使用料については、それぞれのお受けしていただいたところは使用料を徴収されて、そして使用料をお受けされたところは支払っていくということになりますので、そういうお受けいただいたところは、もう市の予算からは外れるということになります。

**○教育部長（中川 清）** 取り扱いについては、平成28年度から、今、照明施設、市が持っているものをそれぞれ地元のほうに移管をしたいという協議をしているということでございます。

以上です。

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

**○市民スポーツ課長（湯原 忍）** それでは、総務文教委員会資料の15ページをお開きください。

薩摩川内市体育協会の法人化についてでございます。

(1) ですが、①趣旨で、NPO法人化により、組織活動及び財源確保策を強化し、安定した事業運営を図るものでございます。

②では、法人化に伴いまして、今後期待できる成果といたしまして、主催事業や補助事業等の拡充による財源確保や受託事業の拡大がでございます。

③では、昨年の法人化に向けての進捗状況でございます。

④設立総会後のスケジュールといたしまして、本日付で認証書が届くととの連絡がございましたので、体協のほうでは、来週には鹿児島法務局に法

人登記を申請いたしましたして、来月、4月1日から特定非営利活動法人としてスタート予定といたしております。

以上で、委員会資料の説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、市民スポーツ課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後3時43分休憩

~~~~~

午後3時45分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き会議を開きます。

△社会教育課の審査

○委員長（福元光一）次に、社会教育課の審査に入ります。

△議案第24号 薩摩川内市入来地域集会所条例を廃止する条例の制定について

○委員長（福元光一）それでは、議案第24号 薩摩川内市入来地域集会所条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口 誠）それでは、議案つづり、その2の24—1ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第24号 薩摩川内市入来地域集会所条例を廃止する条例の制定について。

提案理由につきましては、本会議で教育部長が説明したとおりでございますので、省略させていただきますが、入来地域の副田東集会所は、集会所の取扱方針に基づきまして、平成24年度中に地元の関係4自治会と無償貸し付けの方向で協議をいたしましたけれども、どの自治会も無償貸し付けに応じていただけなかったため、平成25年

度中は直営管理としながら利用していただいておりますが、平成26年度以降は、利用を休止して集会所を廃止することで承諾をいただいておりますので、条例を廃止しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）入来この集会所については、よく利用させていただけるものですから。まだまだ使える施設なのに、これを閉鎖して、もう朽ち果てていくのかなというふうに思うと、何とかならないのかなというふうに思うんですが。

仮に休止したと。こういう話もありまして、大学の関係の方、関係機関、大学との関係あるかわかりませんが、そこを活用したいというふうな話があるかのように聞いているんですが、そういった団体が借りたいという場合には、またあけて貸し付けするということはあるんですか。

○社会教育課長（橋口 誠）基本的に集会所でございまして、これを地区の公民館とかいう形でお使いいただく場合には、そういう方には無償貸し付けもできるんですけども。今回、条例を廃止することになりまして、解体までは今回まいりませんけれども、とりあえず、電気・ガス等も全てとまることとなりますので、そうなりますと、それをまた生き返してどうするかという議論が必要になってまいりと思えます。平成26年度につきましては、そういう予算等も準備しておりませんので、とりあえずは閉鎖して、利用できないという状況が続くということになってまいります。

また、そのような御相談がございましたら、御相談をしながら、それを教育財産として、普通財産として貸し付けができるのかどうか、また予算的な関係でそれが検討ができるかどうか、その辺も、またそういう形で検討はしなければならないとは思っております。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）ピンクの表紙の事業概要の123ページ、社会教育課の事業につきまして説明します。

1番上段になります。

市制施行10周年記念社会教育講演会事業は、既存事業の拡充を。

2段目、「親の育ちが子の育ち」推進事業は、幼稚園、小・中学校に家庭教育学級の設置、中央公民館に子育てサロンを設置する費用を。1番下の青少年フレッシュ体験事業は、有島三兄弟記念館姉妹館盟約を結んでいる北海道ニセコ町に、市内の小・中学生を派遣する費用を。

124ページになります。

中央公民館・地域公民館講座等事業では、市民大学、まなびねっとセンター事業、社会教育活動活性化推進事業の費用を。中央公民館・中央図書館改修事業は蓄電池等の設備の改修費用を。

1番下になります。東郷公民館改修工事事業は、東郷公民館ホールの音響設備の改修費用を計上いたしております。

以上で、社会教育課予算の概要説明といたします。

○委員長（福元光一）それでは、当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口 誠）それでは、平成26年度薩摩川内市一般会計予算の社会教育課分

について御説明をさせていただきます。

予算調書の232ページをごらんいただきたいと思っております。

10款5項1目社会教育総務費の、事項、社会教育管理費では、1億7,645万1,000円をお願いしております。

経費の主なものは、社会教育委員及び社会教育指導員の報酬並びに一般職員の給与費であります。

また、市制10周年記念社会教育講演会業務委託及び九州ブロック社会教育研究大会（鹿児島大会）負担金等が主なものであります。

次に、事項、社会教育振興費では、445万5,000円をお願いしております。

経費の主なものは、家庭教育学級の講師謝金等、補助金として、市PTA連合会運営補助金、女性（婦人）団体運営補助金でございます。

次は、233ページをお願いいたします。

事項、青少年対策費では、1,739万9,000円をお願いしております。

経費の主なものは、青少年問題協議会委員、青少年教育指導員、少年愛護委員の報酬のほか、委託料では青少年フレッシュ体験事業委託等であります。

ほかに、青少年育成市民会議運営補助金、子ども会育成連絡協議会運営補助金が主なものであります。

次に、10款5項3目公民館費の、事項、中央公民館費では、6,133万円をお願いしております。

経費の主なものは、公民館運営審議会委員の報酬、一般職員の人件費並びに市民大学等の講師謝金等、また中央公民館・中央図書館清掃業務委託等、中央公民館・中央図書館蓄電池等設備改修工事費、また九州地区公民館研究大会（鹿児島大会）負担金であります。

次に、234ページをお開きください。

事項、地域公民館費では、7,277万6,000円をお願いしております。

経費の主なものは、公民館主事及び上甌コミュニティセンター管理業務嘱託員等の報酬、また8地域公民館の市民大学の講師謝金等、祁答院公民館管理清掃業務委託等、東郷公民館音響改修工事等が主なものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、予算調書の61ページをお開きいただきたいと思

います。

14款1項7目使用料、教育使用料の予算額は193万2,000円で、公民館使用料及び自動販売機設置分、また電話柱等の行政財産使用料であります。

次に、21款5項4目雑入、雑入の予算額は158万円ですが、これは中央公民館等の電気、水道、コピー代実費収入のほか、各公民館で開設する市民大学の講座受講料及び樋脇公民館の太陽光発電余剰電力料、青少年フレッシュ体験事業参加負担金等であります。

それでは、引き続き、総務文教委員会資料の社会教育課分を説明させていただきますので、資料の16ページをごらんいただきたいと思います。

16ページでは、平成26年度主要事業計画等についてということでおしをさせていただきます。

例年と異なる部分のみ、簡単に御説明いたします。

まず、4番目と5番目でございますが、九州地区の公民館研究大会、九州ブロック社会研究大会が、それぞれ8月、11月に本県鹿児島で開催されることになっております。

また、6番目、家庭教育学級PTA合同研修会、これは、平成26年度は里で実施予定でございます。

また、飛びまして、市制施行10周年記念社会教育講演会は、11月23日、中央公民館まつりの際に講師を招いて開催したいと考えております。

ずっと下がりました、下から2番目でございますが、青少年フレッシュ体験事業、先ほど部長からも説明ございましたが、12月冬休みに北海道ニセコ町へ本市の小・中学生を派遣したいと考えてるところでございます。

大きな2番でございます。

さつませんだい学校応援団（学校支援ボランティア）の実績等でございます。

平成26年2月末現在でございますが、ボランティアの登録者は、個人で216人、団体6団体で、合計222件でございます。

学校支援ボランティアの実施状況でございますが、小学校が39件、中学校が24件、小・中合同が1件で、合計64件で、延べ177人のボランティアの方々に活動していただいた状況でございます。

以上でございます。よろしく御審議方お願いいたします。

○委員（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川添公貴）東郷公民館ホールの音響改修工事等、1,500万ほどですけど、これは大体いつごろを目途に終わる予定なんですか。

○社会教育課長（橋口 誠）工事請負でございますもんですから、予算を建築住宅課のほうに執行委託をしたいと考えておりますけれども、建築住宅課との協議の中では、第2四半期ということで予定をしているところでございます。

平成26年の11月に、国民文化祭のプレの東郷浄瑠璃の関係が開催予定でございますので、なるべくそれには間に合うようにということで、今、協議をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○委員（川添公貴）第2四半期。地区の事情を言っって申しわけないんですけど、できれば6月ごろまで完成してほしいと思たっどん。文化祭が7月あつとなあ。その間、いろんな行事が入っちゃって、これから設計して、入札をしてどうのこのつちゅうのは、その時期はわかるんだけど、なるべく努力をしてほしいと思いますが、どうぞ。

○社会教育課長（橋口 誠）先ほど申し上げました、建築住宅課とも、その点については協議をさせていただきたいと思いますが、建築住宅課も非常にたくさんの執行委託を受けておるもんですから、全体とのバランスというところもございませう。その辺の希望は伝えながら、協議はさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員（川添公貴）音響設備を修理するのに。外部のスピーカーがあつて、上に操作パネルがありますよね。そこまで全部かえるのかな。

○社会教育課長（橋口 誠）今回は、一斉に全面をやりかえるつもりでおります。

○委員（川添公貴）照明のスイッチまで全部。

○社会教育課長（橋口 誠）そこまで入っております。

○委員（川添公貴）パネル自体を。了解。

それと、ちょっと教えてほしいんですけど、市制施行10周年記念社会教育講演会っていう、今、予算の中で説明されたんですけど、予算書のどこ

に載っちょっけな。

○社会教育課長（橋口 誠）社会教育管理費の委託料、232ページでございます。経費の主な内容が、市制10周年っていうのがございます。業務委託で、委託料のところに数字が出ておりません。

○委員（川添公貴）わかりました。濟いませぬ。どうも目が離さに見えんもんじゃって。

4万6,000円で、著名な講師を呼んで……。

この中の委託料30万円の、これですね。30万円で、著名な講師を招いて広く市民を対象に社会教育に関する意識啓発、自己研修の機会とするっていうことで、その範囲でできますか。

○社会教育課長（橋口 誠）2年前だったですか。濟いませぬ、ちょっと課長代理に答弁させませぬ。

○課長代理（有西利朗）2年前の家庭教育学級の公開学習研修会ときには、横峯吉文さん、保育活動でユニークな活動をされてるということで有名な方でしたので、その方をお招きして。そのときが、大体今回計上してる予算の範囲内できましたので、今回同様の予算を計上したところでございます。

以上です。

○委員（川添公貴）予算ですので、その範囲内で頑張っほしいとは思いますが、いろんな方面から集めるお金があるのであれば、やはりそこ辺とも協力をして、もうちょっといい方を呼ぶとか、ほかから活用できる予算があれば使って、30万であるんだけど、足して、もうちょっと大きくやれるような体制ができるのであれば、今後、また計画の中で検討してほしいと思います。

○委員長（福元光一）ほかにございませぬか。

○委員（徳永武次）ちょっと教えてください。

すぐく家庭教育学級というのは大事だと思ってるんですけど、ブロック別っていうたら、例えば東郷地区とか祁答院地区とか、こういう感じになるんですか。

○社会教育課長（橋口 誠）現在、私どもがブロックで分けますのが、中央ブロックが川内地域と東郷地域、それと東地区が入来、祁答院、樋脇、それと西ブロックが甑島全体ということで、三つのブロックにわけているところでございます。

○委員（徳永武次）そうしますと、学級制ちゅうのが各学校単位でおるわけです。そうすると、

もうやっぱり役員ぐらいの人数しか入らないんじゃないですか。裾野が広がらないんじゃないですか。

○社会教育課長（橋口 誠）平成25年度は、三つのブロックでそれぞれさせていただきました。東ブロックの場合は、今回は入来の公民館、それで100人ちょっと集まっていたきまして、中央ブロックの場合がやっぱ250人から300人の間だったと思います。国際交流センターでさせていただきました。そして、西ブロックは下甑のほうで。ここは、やはり上甑からなかなかちょっと船の便もありまして、30人程度だったというお話は聞いておりますけれども。

平成26年度につきましては、若干、やはり東と中央を分けてっていうのは、なかなか大変だという東ブロックからのお話もございませぬので、今年度は、中央ブロックのほうで東もまとめながらやりたいなという、そういう計画をしているところでございます。

○委員（徳永武次）特別講演は別として、各学校単位でやるとか、そういう研究はやっていらっしやるんですか。

○社会教育課長（橋口 誠）それにつきましては、各学校の——今、徳永副委員長もおっしゃいましたように、家庭教育学級がございまして、それぞれの予算も持っておりますので、自分たちで講演会とか勉強会でお呼びされたり、私ども社会教育指導員なんか招かれたりして、独自のいろんな勉強会、講演会をされているところでございます。

○委員（森満 晃）濟いませぬ、PTA連合会の運営補助金の100万とか、子ども育成会の連絡協議会の運営補助金の133万、この算出っていうのは、PTAの会員数だとか、市子連の会員数とか、そういった形の算出だったですか。

○社会教育課長（橋口 誠）この質問、たしか、9月か6月にもいただいたところでもございましたけれども。これにつきましては、前年度の予算がございませぬ。それぞれの補助金ございまして、その執行状況を見ながらの繰越金の残高で、特に平成24年から平成25年にかけては、それで予算を確定させていただきました。

また、平成26年度につきましては、平成25年度にやはり予算の執行状況等を見ながら、若干、今回、市P連のほうは増をさせていただいてるところでございませぬ。それで、ちょっと逆に

市子連のほうが若干下がっておりますけれども。

人数でやってるというわけではございません。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明はありませんか。

○社会教育課長（橋口 誠）ございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で社会教育課を終わります。御苦労さまでした。

△中央図書館の審査

○委員長（福元光一）次に、中央図書館の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）ピンクの冊子の130ページをお開きください。

中央図書館の事業について説明をいたします。

1番下段になります。

図書館運営資料整備事業では、一般図書購入を約4,900冊、児童図書購入を約2,700冊予定をしております。

131ページをお開きください。

図書館フェスタ事業は、市制施行10周年記念

事業として、図書館フェスタの中で著名作家を招いた講演会等を予定しております。

以上で、図書館の説明を終わります。

○委員長（福元光一）それでは、当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（米丸一己）中央図書館でございます。

平成26年度薩摩川内市一般会計予算の中央図書館分について説明申し上げます。

初めに、歳出から説明いたします。

予算調書の246ページをお開きください。

事項、図書館管理費は、図書館職員の人件費及び図書館の管理運営に係る経費8,403万2,000円であります。

経費の主な内容は、図書館協議会委員7人分及び中央図書館の司書業務嘱託員2人分の報酬、並びに先ほど文化課で説明がございましたとおり、入来分館は来年度から指定管理を予定しておりますので、これを除く本土地域3分館の司書補業務嘱託員3人分の報酬、職員6人分の人件費のほか、図書館システムに係る保守業務委託料及び賃貸借料、一般図書約4,900冊及び児童図書約2,700冊の図書購入費、日本図書館協会負担金2万3,000円、県図書館協会負担金7万8,000円等でございます。

次に、同ページの下段、事項、視聴覚ライブラリー費は、視聴覚ライブラリーの管理運営に係る経費235万3,000円であります。

経費の主な内容は、視聴覚ライブラリー運営審議会委員7人分の報酬、ライブラリー資料の管理等を行う行政事務嘱託員一人分の報酬、DVD等の視聴覚教材の購入費、県視聴覚教育連盟の負担金17万円等でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

69ページをお開きください。

雑入28万円は、郷土史の実費収入金及びコピー代の実費収入金でございます。

次に、予算とも関連がありますので、委員会資料を説明いたします。教育委員会提出の総務文教委員会資料の17ページをお開きください。

1項目めは、平成26年度主要事業計画であります。

事業項目ごとに、内容、実施時期等を表にしてありますので、主なものを御説明いたします。

移動図書館は、本土地域2台、甕島地域1台の

計3台で、市内全域を月1回の間隔で巡回します。

お話し会事業は、児童・幼児とその保護者を対象にした読み聞かせなどで、開催場所、内容等に応じ、おはなしひろば、わくわく図書館、おでかけ図書館を実施します。

市民講座は、読書グループ等のスキルアップを目的とした、お話し実践講座や朗読講座、図書館事業広報啓発のための図書館教養講座を実施いたします。

来年度の薩摩せんだい図書館フェスタは、市制施行10周年記念を記念して、著名な作家を招聘した特別講演を計画しております。

このほか、小・中学生を対象としました読書感想コンクール、新生児家庭に絵本を届けるブックスタート事業、短歌、川柳など市民の文芸活動の発表の場としての文化薩摩川内発行など、読書活動推進のための各種事業を計画しております。

2項目めは、いじめ防止対策コーナーの設置についてでございます。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、教育委員会でも、いじめ防止対策に取り組むことになっておりますが、いじめ問題に関するさまざまな本を集積しまして、いじめ対策コーナーを設置し、いじめ防止対策に寄与しようとするものでございます。中央図書館では、先月27日に同コーナーを設置していますが、今後も関連書籍を重点的に収集して、その充実に努めていくこととしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川添公貴） 歳入についてをお伺いしたいと思います。

歳入の雑入の郷土史等実費収入、図書館分で7万円見込んでいらっしゃるんですが、これは、在庫分なんですか。

○中央図書館長（米丸一己） これは、文化薩摩川内の販売収益を見込んでおります。そして、その中で、毎年発行しておりますので、新年度発行分及び過年度の発行分も含めた金額ということになります。

○委員（川添公貴） 過年度分については、結局在庫なんですかということと、新年度分は、多

分予算計上してあるんで、それはそのお金でつくるのはわかります。通常の組織で会計をやる場合は、期首残高と期末残高の在庫調整をして、金銭的に幾らあるのかっていう帳簿もつくるんですけど、そういう意味合いで在庫分なのか、それとも既存の分なのか。在庫分に関して、それを売ったのかっていうことを、売のを見込んでいらっしゃるのかなっていうことをお聞きしたんですけど。

○中央図書館長（米丸一己） 特に、現年度分、在庫分という形での区分はしておりませんが、今までの実績等を考えてみて計上してるところでございます。

○委員（川添公貴） わかるんですが、行政のやり方と民間のやり方、全然違うんで。通常、やっぱりこれは財政課に聞きたいんですけど。結局、こういう在庫品については資産ですので、その期首残高、期末残高をきちっと精査された資産管理をされてるのかどうか。財政課にちょっとお聞きしたいと。

○財政課長代理（横山 満） 財政課です。

在庫につきましては、資産管理というか。これについては、もう備品等とは違いますので。あくまでも所管課のほうで発行した分で、売った分、残りの分は課で管理という形でやっております、資産という形では管理はしておりません。

○教育部長（中川 清） 図書館よりかは、むしろ文化課の郷土史のほうは今、川添委員おっしゃった問題がございます。これについては、過去、郷土史を発刊した分について、かなりの在庫を抱えておまして、これも今おっしゃったように、発刊の部分について。現年度分も過年度分も一括予算計上でしてございます。ここの分については、いわゆる郷土史等についても全て過年度分です。ここの発刊の在庫、これとそれから今の定価っていうものもありますので、ここの分の見直しを指示してございますので、これはもう早い時期に、委員会のほうには説明ができるようにしたいと思っております。

以上です。

○委員長（福元光一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明はありませんか。

○中央図書館長（米丸一己）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）これも予算と関係ない、内容的な問題なんで。

文化薩摩川内の中身が、ちょっと市民から批判が出るような特別寄稿があったということ。特別寄稿っていうのは、薩摩川内市出身で著名な文化人から寄稿してもらってるということですよ。編集委員会が要請するんだと思いますけれども。やはり、編集委員会の中、どういう人たちが特別寄稿をお願いするのか。その中身にも触れることはできないのか。寄稿されたら、もう中身は、これは問題があるなと思っていても、やっぱり載せなければいけないものなのか。私も、中身をよく読んでないものですから、中身については、今、ここでは言いませんけれども、どんなふうな編集—かなり5回ぐらい編集委員会を開いていらっしゃるわけですけども、特別寄稿の場合は、中身には触れることができないものなのかどうかお尋ねしたいと思うんですが。

○中央図書館長（米丸一己）お答えいたします。

文化薩摩川内につきましては、現在、7名の編集委員をお願いして、その中で編集作業をしています。その中で、特別寄稿等につきましては、あらかじめ相当な期間も要しますので、人選を年度当初で委員各位協議して、川内にゆかりのある方で著名な方、そういった文化とかそういったことに著名な方とか、そういったことで人選をしていただきます。

内容等につきましては、特にこういった内容でということでのお願いはしておりません。特に、大きな問題というか、ふさわしくないとか、そういうことがあれば別でしょうけれども、実際的には、その寄稿者にお任せしてるというのが現状で

ございます。

○議員（井上勝博）わかりました。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（福元光一）次に、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）それでは、一時審査を中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○教育部長（中川 清）ピンクの事業概要の130ページをお開きください。

それでは、少年自然の家の事業について、事業概要130ページ真ん中になります。

夏・冬のアドベンチャーの事業概要を記載してございますが、後ほど所長のほうから、この事業を含めて、事業計画を説明いたします。

以上で、少年自然の家の説明を終わります。

○委員長（福元光一）それでは、当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（上村実行）それでは、平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち、少年自然の家分について、まず、歳出から御説明申し上げます。

予算調書の245ページをお開きください。

10款5項社会教育費に計上しております。事項は、管理費と事業費の2項となっております。

まず、少年自然の家管理費は、職員の人件費及び少年自然の家の維持管理に係る経費1億1,435万2,000円でございます。経費の主なものにつきましては、運営協議会委員10人、嘱託指導員7人、施設管理補助員1人、宿直警備員2人の報酬、職員8人の給料等に係る経費のほか、光熱水費、水質検査等手数料、浄化槽維持管理業務委託等、野外活動施設等整備補修原材料に関する経費でございます。

このうち、委託料につきましては、表記の浄化槽管理業務のほか、汚水処理施設管理業務、庁舎清掃業務・消防施設管理業務委託等、13件の経費でございます。

また、負担金等につきましては、九州地区青少年教育施設協議会、県キャンプ協会、県国公立青少年社会教育施設研究協議会の負担金3件分でございます。

次に、事項、少年自然の家事業費231万5,000円は、少年自然の家が主催します夏・冬のアドベンチャー事業のほか、寺山こどもの日フェスタなどの主催事業に係る経費でございます。

経費の主なものにつきましては、講師謝金、消耗品費、トラック等の賃借料が主なものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書68ページをお開きください。

14款1項7目使用料、社会教育使用料の予算額204万6,000円は、少年自然の家使用料及び電柱・電話柱等の行政財産使用料でございます。

21款5項4目雑入の60万5,000円は、私用電話料、夏・冬のアドベンチャー事業等参加実費徴収金、食堂や自動販売機の電気料実費徴収金及びコピー代実費収入金等でございます。

続きまして、当初予算に関連いたしますことから、平成26年度の主な主催事業について御説明いたします。

別添、総務文教委員会資料の18ページをごらんください。

平成26年度は、19事業50本の主催事業を予定しておりますが、本資料には、看板事業であります夏・冬のアドベンチャー、それから市制施行10周年記念事業として実施いたしますてらやまんちこどもの日フェスタ、てらやまんちフェスタを初めとする主な事業を記載しております。

この資料の中で、網かけをしておりますのが、二つの新規事業でございます。

一つ目が、高齢者の方々を対象とした、てらやまんち元気はつらつスクールです。高齢者の皆様に自然の家での体験活動に親しんでいただきたいという思いから企画した事業です。できれば、シリーズ化をして、2回目、3回目というものもやっていきたいというふうに考えてるところでございます。

二つ目が、「目指せ！未来のぼっけもん！キッズキャンプ」です。子どもたちは5年生になりますと、集団宿泊学習で自然の家を利用いたしますが、その5年生にならない低・中学年の子供たちに、野外活動、野外炊飯、テント設営、そういったも

のに1泊2日で親しませることで、自然の家への理解を深めていきたい、利用者の拡大を図っていきたくて考えてるところでございます。

以上で、平成26年度の主な事業計画を含めた当初予算についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査に入ります。

当局から説明はありませんか。

○少年自然の家所長（上村実行）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。御苦勞さまでした。

△総務課の審査

○委員長（福元光一）次に、総務課の審査に入ります。

△議案第16号 川内市職員恩給条例を廃止する条例の制定について

○委員長（福元光一）それでは、議案第16号川内市職員恩給条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）それでは、議案第16号川内市恩給条例を廃止する条例の制定につ

いて説明いたしますので、議案その2、16—1ページをお開きください。

提案理由につきましては、本会議で総務部長が説明したところですが、昨年の10月、同条例に基づきます最後の恩給受給者が亡くなりましたことに伴いまして、同条例の適用対象者がいなくなったため、同条例を廃止しようとするものでございます。

恩給制度につきましては、昭和37年12月に地方公務員共済組合が発足するまでの間の制度でございまして、それ以降の退職者については適用がなされません。

本条例は、昭和37年11月以前に退職をした旧川内市の職員及びその遺族が対象となっておりまして、旧川内市の条例を暫定施行して給付を行ってきたものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第17号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一） 次に、議案第17号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一） 議案第17号薩摩川内

市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたしますので、総務部関係の議会資料の1ページをお開きください。

まず、今回改正の概要でございますけれども、1項目めです。

国家公務員の給与改正に伴い、55歳を超える職員の昇級抑制措置を講じることといたしました。これによりまして、55歳に達した日後、次の年度からは、基本、昇級がないこととなります。現時点で、来年度の55歳以上の職員は221名、昇給停止による年間影響額は、約500万円の削減試算となっております。

次に、2項目めです。

雇用と年金の接続に係ります再任用制度をことし4月から導入いたしますが、これに伴い、再任用職員に適用される手当について、国に準じて規定の整備を行うことといたしました。

記載されております8手当のうち、特殊勤務手当及び宿日直手当につきましては、国の制度上はございませんが、本市では看護職について該当する業務が想定されるため、追加をさせていただきます。

また、技能労務職及び企業職につきましては、一般職給の準用箇所について再任用に係る所要の規定整備をいたしております。

条例改正事項以外の再任用制度内容につきましては、予算審議の後、所管事務の報告の中で改めて説明をさせていただきます。

3項目めですが、時間外勤務手当の積算根拠となる勤務1時間当たりの給与額につきまして、従来、国と同じ算出方法としておりましたものを、労働基準法の規定による算出方法に改めるものでございます。

具体的には、年間給与額を除する分母の勤務時間数から祝日及び年末年始の休日を除くこととなります。毎年、暦により土日を除く休日数に変動はございますが、今年度の場合で2,015時間を1,891時間で除することとなります。

4項目めの附則です。

附則の第1項は、本条例の施行日を平成26年4月1日といたしました。最後の附則の第2項から第5項は、いわゆる「わたり」の是正に係る経過措置についての規定でございます。

「わたり」とは、国と比較して地方の職員の給与の格づけが高い部分のことを申しまして、本市では行政職の給料表の5級の総括主任の職が、国

と比較した場合、4級相当ではないかという指摘を国県から受けてまいりましたが、今回、組合と交渉が整い、総括主任を4級に格づけ変更することで「わたり」の是正を行うことといたしました。

職員の級別の職務分類については条例事項ではなく、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則のほうを見直し、格づけの変更を行います。これに伴い、4級への格づけ変更を行う職員に係る現給保障を給与条例において行うものが今回の改正でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）非常に、また職員の給与を抑制するという悪法ですが、国家公務員法がこういうふうにしたからといって、地方自治体全部従わなければならないのですか。これ、全国の地方自治体が全部こげんせんにやいかんとですか。

○総務課長（田代健一）給料につきましては、地方公務員の場合、給料の支給根拠は各自自治体の条例が根拠となるものでございます。

しかしながら、国家公務員、それから他自治体の給与水準を勘案した上で、それぞれの自治体で決定することとなっております。本市におきましては、従来から人事院の勧告、これに伴います国家公務員給与、県及び他市町村の動向を見たと上で給与条例については改正を行ってきているところでございます。

以上です。

○議員（井上勝博）全国の中では、やっぱりこういうことはしないというところもあるっていうことですか。それは、調べられてるんですか。

○総務課長（田代健一）今回、いわゆる高年齢職員の昇給抑制措置、それから時間外勤務手当の積算根拠に係る取り扱い、それから「わたり」の是正等について、それと再任用に係る諸規定の整備等、それぞれ項目ごとに他の自治体において取り扱いは異なっておりますけれども、ある程度、県内の状況等は調べた上で今回の提案してるところでございます。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）今ほど議案2件の審議につきましては、ありがとうございました。

まず、これから総務部分の審査に入っておりますが、まずは総務課の概要について、極簡単に説明させていただきます。

総務課では、人事給与等に関する事務のほか、職員の福利厚生あるいは健康管理に関する事務も実施しているところです。

それから、特にことしは市制施行10周年記念の年でもございまして、事務局の業務も所管することになります。平成26年度記念式典の準備等も進めてまいる所存でございます。

以上、極簡単に申しわけございませんが、私の説明を終わります。

あと、予算の概要につきましては、課長から説明させます。

○委員長（福元光一）それでは、当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）それでは、平成26年度総務課分予算について説明させていただきます。歳出について説明いたしますので、予算調書の74ページをお開きください。

事項、総務一般管理費は、一般職・特別職の給与費、職員の人材育成、県との人事交流に係る経費及びそのほか人事管理等並びに市制施行10周年記念に係る経費を措置するもので、事業費は

25億5,943万7,000円でございます。

経費の主なものについて説明いたします。

育児休業等による休職職員の代替嘱託員5人、出張所等の行政事務嘱託員（I種）6人並びに特別職報酬等審議会委員10人の報酬のほか、一般職員及び特別職の給与等並びに人事給与システム保守業務委託等に係る経費でございます。

また、負担金といたしましては、各種研修負担金と県からの派遣職員等の受け入れに伴います研修派遣協定等負担金など、補助金では、市制施行10周年記念事業として、市民提案10周年記念事業補助金を計上いたしております。

新規事業でございますので、同事業について、資料により説明いたしますので、総務文教委員会資料の1ページをお開きください。

10周年を市民一体となって盛り上げていただくことを目的に、市民で構成される団体等が、地域活性化のためにみずから企画し実施する10周年を記念したイベント等に係る経費に対し、補助金を交付しようとするものでございます。

対象者は、3名以上の市民団体、私立学校等、地元企業で、対象となる事業は、10周年記念事業の実施方針に基づきまして各種まちづくりに関する分野で市民が主体となるものですが、団体の構成員だけでなく、市内外から多くの方が参加できることが要件となります。

事業期間は、6月1日から翌年3月31日までで、募集のほうは4月から開始いたします。

補助金額は、市民団体及び私立学校が補助対象経費の3分の2、上限が50万円、地元企業は2分の1の補助で、上限20万円でございます。

補助対象となる経費はごらんの内容ですが、自己財源に市から受ける他の補助金等は充当できません。また、既存の市の補助事業の拡充の事業も対象外となります。

以上が、10周年記念事業補助金の概要でございますが、このほか、市制施行10周年関連のその他の当課所管予算といたしましては、記念式典経費等587万9,000円を計上しているところでございます。

予算調書に戻っていただきまして、74ページの下の段の職員厚生事業費について説明をいたします。

職員厚生事業費は、職員の労働安全、衛生管理及び福利厚生等に係る経費を措置しております。

事業費は1,701万5,000円で、その主な内容は、産業医、精神保健相談医及び予防接種嘱託医の報酬を初め、健康管理対策講座等の講習及びメンタル相談の臨床心理士などの謝金、職員定期健康診断委託等、また嘱託員等の公務災害補償等負担金と職員厚生会への負担金が主な経費でございます。

次のページをおめくりいただきまして、恩給及び退職年金費70万円は、合併前の旧町村で加入しておりました旧恩給組合恩給条例給付負担金を措置するものであります。

歳出については以上でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、予算調書の1ページをお開きください。

総務課分は雑入のみで、予算額が4,265万7,000円。

主なものといたしまして、職員の派遣協定収入で、県、自治情報センター、県後期高齢者医療広域連合及び東日本大震災被災市町村への職員派遣に伴います人件費相当額の協定収入でございます。

以上で、総務課所管の予算に関する説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川添公貴）歳入の、雑入の、この東日本大震災被災市町村派遣協定収入1,200万円、ここは、俺げえは職員一人しか派遣しちよらんかったけな。何人分ですか。

○総務課長（田代健一）今年度及び前年度につきましては、1名を気仙沼市のほうに派遣をいたしております。来年度につきましては、現時点では2名を派遣する方向で検討いたしております。

○委員（川添公貴）一人頭600万、賃金相当分ということですね。

○総務課長（田代健一）給与につきましては、今、御指摘のと通りの概算での計上となっております。

○委員（川添公貴）それでは、ちょっと歳出について。

市民提案10周年記念事業補助金350万、これについてちょっとお伺いしたいんですが。現在、補助等を受けていない3人以上の団体が対象ちゅうことなんですけど、仮に地区コミュニティ協議

会等が主催した場合、これは地区コミュニティ協議会補助金等をもってます。それは可能なのかどうか。自治会を含めて、補助団体なんだけど、新たな事業をやる場合には、その事業にその補助金を充ててないとはいえないんで、可能なのかどうか。

○総務課長（田代健一）村岡専門職が答弁いたします。

○専門職（村岡斎哲）地区コミ等が、補助金をもらっている事業されてますけど、10周年記念の市民提案型の補助金につきましては、新たな事業として取り組まれるものに対する補助対象としておりますので、提出された申請をもとに、審査会を開きまして、そこで交付決定をしたいと思っておりますのでございます。

通常、市の補助金のあれでいきますと、申請がそのまま採択っていう形になっておりますけど、この市民提案型の補助金につきましては、申請が全て採択になるものではございません。

○総務課長（田代健一）選定の方法等については、今、専門職のほうから答弁があったとおりですけれども、まずコミュニティ協議会自体は対象となります。なるんですけれども、コミュニティ協議会は各種補助金、交付金等を市のほうから受けております。それについては、一部一般財源的な使われ方をする分、運営費的な使われ方をする分もございしますが、一方で、会費収入の分というのがそれぞれのコミュニティ協議会でございします。その費用の充当部分が明確に区分されている中で、会費相当額が充当されるような形で新規事業を行っていただく場合は、本補助金事業の対象となると現時点では考えております。

○委員（川添公貴）この予算の組み方、大体理解しましたんで深くは聞きませんが。そうなったときに、こういう補助事業がありますよという広報活動はいつごろされる予定ですか。6月の締めがあるみたいなんで、いつごろ。事業期間が6月1日からっていうことは、受付の締め切りは書いてないですね。どのようなスパンで組んでらっしゃるのか。

○総務課長（田代健一）来年度の予算案でございしますので、まだ公式の募集等は予算が通ってから、もちろんなるんですけれども、年度当初から広報薩摩川内、それから、年度始まってすぐからにでも、ホームページ上の募集は開始いたしま

す。おおむね、連休前後を目途に締め切りまして、その後に審査に入りたいと思っております。募集状況等も勘案して、6月1日からの実施が可能な範囲で。この募集期間については、できるだけ考えていただく期間が設けられるようスケジュール設定は今後したいというふうに思っております。

○委員長（福元光一）ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）ここで、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○総務課長（田代健一）薩摩川内市の再任用制度について御説明いたしますので、委員会資料の2ページをお開きください。

12月議会の本委員会では、雇用と年金の接続に係る再任用制度について、国の制度内容を主に説明をいたしましたところでございしますが、このたび、本市における来年度からの制度が固まりましたので、御説明させていただきます。

まず、実施時期につきましては、平成26年4月1日から。

対象者は、再任用を希望する本年度以降の定年退職者となります。

任用の方法については、退職前の勤務実績等による選考で、地方公務員法上の欠格事由及び分限事由に該当する場合は選考されないこととなります。

任期については、原則として4月1日から報酬比例部分の年金支給開始年齢到達後、最初の3月31日まで。来年度の場合は、来年度1年間ということになります。

職員については、一般職員になります。管理職等での任用はございません。

勤務形態、勤務時間になりますが、原則短時間勤務となりますが、週3日勤務と週4日勤務のいずれかを、再任用者の希望により申請時に選択できることといたしました。

また、医療職給料表の適用者と市長の承認を得

る場合については、例外的にフルタイムを選択できることとしております。勤務の特殊等により、市長の承認を得られる場合というのは、現時点では、東日本大震災の被災地への支援を希望する職員についてはフルタイムを想定いたしておりましたが、今年度は希望がございませんでした。

職種でございますが、再任用職員に適した職場ということになります。一般職員と同様、自己申告による配属先の希望を本人から聞いた上で、これまでの職務経験等を勘案しながら決定することとなります。

休暇につきましては、国と同様、退職前とほぼ同じ内容となっております。

俸給、給料につきましては、再任用の給料表の3級、准看護師については2級となりまして、週3、週4、フルタイムのそれぞれの勤務時間の別に応じて支給がなされます。行政職の週3勤務でおおむね15万円程度、週4勤務で20万円程度となります。

手当については、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当などで、議案第17号で説明したとおりでございます。

社会保険については、フルタイムについては正職員と同じで市町村共済の加入となります。短時間のうち、週3勤務については、医療保険のほう任意継続または国保加入の選択、年金については、適用がございません。週4勤務になりますと、医療については協会けんぽの加入、年金は厚生年金の適用となります。雇用保険については、いずれについても適用がなされます。

服務については、正職員と同じでございます。

今年度の本市の状況でございますが、定年退職の予定者32名中の13名が、現在のところ、再任用の予定でございます。

配属先につきましては、一般の職員と同様に、4月1日付の人事異動で決定がなされることとなります。

以上で説明を終わります。

○委員長（福元光一） ここで、あらかじめ本日の会議時間を延長いたします。

ただいま当局の説明がりましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

○議員（井上勝博） 率直なところ、退職者が、部長級だとかそういう方が、再任用でまた一般職員と同じになって、同じ職場で働くということになると、やっぱりやりづらいなど。再任用された方もそうだし、またその人にいろいろ指示をしなくちゃいけないという立場の人もやりづらいなど。そういう空気があるんじゃないかと思うんですが、その辺については何か工夫というか、そういうものがあるのでしょうか。

○総務課長（田代健一） 再任用制度を先進的に取り入れた自治体におきましても、そのような懸念はあったというふうに聞いております。それについて、うまくいっている自治体においては、そういった諸先輩である職員の経験とか知識というのを後輩の職員に伝えていく期間というような位置づけで、人間関係のほうもうまくいっていると。

そういった中で、やはり一番再任用をされる職員の方が心配されるのが、パソコン等の使用。今、電子決裁等で全て決裁関係もパソコン上で行いますが、それを管理職と管理側のほうで使用する部分と、一般の職員、起案等する側では若干やはり異なりますので、その辺についての懸念はあるということでございます。本市においても、アンケート、意見等取中で、そういった意見がございました。それにつきましては、再任用としての採用後、OA機器等についての使用についての研修等を設けさせていただくということで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（福元光一） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課を終わります。御苦労さまでした。

△秘書室の審査

○委員長（福元光一） 次に、秘書室の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一） それでは、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎） 秘書室、よろしくお願

いたします。

秘書室では、市長・副市長の秘書業務をメインとしながら、全国市長会、九州市長会などの加入団体によります陳情・要望活動を行うほか、市民表彰式あるいは叙勲褒章受賞記念祝賀会などの開催など、栄典に関する事務などもとり行っております。市政運営にかかわります対外的・基本的な業務をとり行っているところでございます。

私からは以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一） それでは、当局の補足説明を求めます。

○秘書室長（上戸理志） では、議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち、秘書室に係る予算内容について御説明いたします。

予算調書の76ページをお願いいたします。

まず、2款1項2目、事項、秘書管理費は、秘書、渉外など、秘書業務全般に要する経費でありまして、事業費は1,571万7,000円でございます。

その内容について御説明申し上げますと、右側の経費の主な内容欄をごらんください。

主な経費は、行政事務嘱託員（IV種）1人、活動に要する普通旅費600万円、交際費225万円、市長車借上など172万円、全国市長会など3団体の負担金100万9,000円、出席負担金34万3,000円でございます。

また、同じく2款1項2目の、事項、市民表彰費につきましては、市民表彰に要する経費でございます。事業費は68万1,000円でございます。

以上で、秘書室に係る予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） 次に、所管事務調査に入ります。

当局から報告はありませんか。

○総務課秘書室長（上戸理志） 報告はございません。

○委員長（福元光一） これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で秘書室を終わります。御苦労さまでした。

△文書法制室の審査

○委員長（福元光一） 次に、文書法制室の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一） それでは、審査を一時中止してありました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎） 文書法制室では、文書の浄書、印刷、送達などに関する事務を初めとしまして、議案、規則等の審査、議案、法制等に関する事務、あるいは情報公開、個人情報保護に関する事務も行っております。

また、固定資産課税の価格に係ります不服申し立てがあった場合は、その審査を行う固定資産評価審査委員会に関する事務も、当室で行っているところです。

私からは以上です。よろしく願いします。

○委員長（福元光一） それでは、当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（堀ノ内孝） 文書法制室です。

よろしく願いいたします。

それでは、議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち、文書法制室に係る部分を説明いたします。

それでは、予算調書の77ページをお開きください。

上のほうの、文書行政一般事務費でございます。2款1項2目でございます。

文書の送達、浄書、印刷、例規類集、電子複写機等OA機器の管理に係るもので、事業費は

9,090万8,000円でございます。

右の経費欄の主な内容について御説明いたします。

まず、人件費では、固定資産税の価格に関する不服を審査決定する固定資産評価審査委員会委員3名及び文書管理業務に係る行政事務嘱託員(IV種)1名分を計上いたしております。

次の電子複写機等の需用費は、本庁及び各支所のコピー機、印刷機等OA機器で使用いたします紙、インク、トナー、コピーカウンター料など、消耗品に係る経費、また、郵便料等は、切手代、後納郵便料、本庁・支所間の文書使送等、文書の送達に係る経費でございます。

3行飛びまして、電子複写機等賃借料については、コピー機、印刷機などのOA機器21台分の賃借料でございます。

続きまして、下の表でございます。

2款1項2目情報公開事務費でございます。事項内容は、情報公開に係る経費を計上するもので、事業費は391万5,000円であります。

本事項では、情報公開及び個人情報保護条例による諮問に応じ、不服申し立て等について調査審議する情報公開・個人情報保護審査会委員5名に係る人件費を計上しております。

次に、2行目の情報公開・文書整理保存等需用費は、文書の整理保存用のファイル、文書箱等の購入経費、また廃棄文書出張裁断業務委託につきましては、保存年限を経過した公文書を廃棄する際に、個人情報など機密性の高い文書が含まれているため、その裁断処分に要する経費を計上しております。

次に、歳入でございますが、予算調書2ページをお開きください。

14款2項1目手数料のうち、情報公開開示請求手数料は、商業目的の開示請求に係る手数料で、1件当たり1,000円となっております。

次に、21款5項4目雑入は、それぞれコピー代の実費収入金を前年度実績等を勘案の上、見込みにより計上いたしましたものです。

以上、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長(福元光一) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一) 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長(福元光一) 次に、所管事務調査に入ります。当局から報告はありませんか。

○文書法制室長(堀ノ内孝) 特にございませぬ。

○委員長(福元光一) これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員(井上勝博) 文書保管について、もう何十年も前に公営住宅に入られたときに、そのときに部屋がきれいになってない状態で入ったということもあって、出るときに、それを普通、畳がえとか、ふすまがえとかするんだけど、それ、しなくてもいいという約束をしてる文書があったんです。

それは、担当者が見つくて、ちゃんとなくなってもそういうふうに畳がえ等もしなくてもいいですよってなってるんですが。そういうものについては、担当者がかわったときにきちっと引き継がれなきゃいけない文書なんです。そういったものっていうのはどういう扱いになっているんでしょうか。

いわば、5年ですよ、大体、文書を保管するのは。何十年も前のものは保管義務はないっていうふうにされているとしたら、担当者がかわったときに、その文書はもう廃棄される危険性があるんだけど、廃棄しないという文書として残すことができるんでしょうか。

○文書法制室長(堀ノ内孝) ただいまの御質問ですけれども、基本的に、文書は永年、30年、10年、5年、3年、1年というふうに決まっておるんですけれども、今、御質問の契約書類につきましては、もちろん契約が生きてる間は、まだ生きてる文書ですので、それがもう契約が終わってから、しかるべき5年ですとか、そういった形で、それ以降保存されるというふうな扱いになっていると思います。なっていないと、ちょっと

まずいってということになります。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で文書法制室を終わります。御苦労さまでした。

△延 会

○委員長（福元光一）本日の委員会はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

次の委員会は、17日午前10時から、第3委員会室で開会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 福元光一